

冰青居藏品図録（古筆切編）

—— 歌合（一） ——

池 尾 和 也

はじめに

本稿は、前稿⁽¹⁾に引き続き、所蔵する古筆切資料の中から、徒に死蔵すべきではないと思われるものについて、その図版を提供することを目的とするものである（図版は一括して末尾に掲げた）。予定していた「私撰集（二）」の成稿が間に合わず、今回は歌合関係（撰歌合などは、むしろ秀歌撰として扱うべきであろうが、形式を優先して「歌合」に分類した）の古筆切の内から、五葉を選び紹介することとした（すべて当該歌合の最古写断簡と考えられるものである）。なお、内一葉は既に紹介済のものであるが、その際、失考や考えの至らなかつた点が多くあったので、再度取り上げることにしたものである。本稿の趣旨からは、図版とその正確な書誌的情報を記せば十分に目的は果たされるものと考ええるが、私に拙い論考を付け加えさせていたゞいた。見及ばない資料や論考の見落とし、失考などもあるか

と思われるので、広く批正を請う次第である（前号の補訂については、末尾【付記】を参照いただきたい）。

1、伝宗尊親王筆十卷本歌合切（長保五年五月十五日左大臣道長家歌合）

軸装の一葉（図版①）で、簡便なかぶせ蓋の紙箱（三二・一×七・四×六・二cm、上蓋高五・八cm）に収められている。同梱された極札（楮紙、一四・三×二・三cm）には、

宗尊親王なつよの「琴山（墨印）」

とあり（裏は白紙）、筆跡や琴山印の欠損状態から古筆本家七代了延の極めと推定される。

表具は大和装（本紙台紙貼）で、ごく近時の仕立て。白紙の紙押し風帯。一文字は大燈金欄を模したもので、鳥ノ子地に青の石畳文を織り出した上に金糸で小花紋を置く。中廻しは金地に紅梅色の大模様の橘紋（輪郭は利休白茶）に利休白茶の二種のやゝ小さめの橘紋と小花（どちらも輪郭は紅梅色）を交互に配した金欄で、上下は利休鼠の無地紗。本紙を囲む内縁には、臘脂地に薄紅色の牡丹に竹林・鶴を配した型染めの絹が用いられており、本紙は金紙覆輪軸先は陶製のすぐ切で、白地に藍染付の網手模様²。本紙の格を無視した、派手で落ち着きのない表装である。

本紙は具引きの斐紙で、僅かに剥離が認められる。二七・八×二二・九cm（字高二六・〇cm）で、元は卷子本。和歌二行書、僅か一面五行分の断簡であるが、ツレに徴してみると、七行・六行が各一葉、五行が本切を含み二葉、四行が一葉、その他はすべて二行和歌一首分にすぎない。本切は歌合古筆証本として著名な類聚歌合の内、十卷本歌合の断簡であり、その書写年代は、編集事業の下限が後冷泉天皇崩御の治暦四一〇〇年四月十九日と推定される³ので、撰定期最末期の書写となる。伝称筆者の宗尊親王は鎌倉幕府六代将軍であり、まったく時代的に適合しないにもかゝわら

ず、三代將軍源実朝と、もに平安期書写の古筆の筆者として立てられることが多く、古筆切筆者の認定という問題を考える上で興味深い存在である。

『増補新撰古筆名葉集』⁽⁴⁾「宗尊親王」条に「同(巻物切) 哥合ウタニ行書作者名勝負アリ」とある記述が該当すると思われるが、十卷本歌合切の多くはおそらく近代になって分割されたもので、古い極札を有するものは少ないようである。本切のツレとしては、『平安朝歌合大成増補新訂』第二巻に翻刻される十葉(A～J)が確認され、⁽⁵⁾その内の九葉は『古筆学大成』第二十一巻に凶版(14～18、33～36)が掲げられている⁽⁶⁾(C某家蔵の一葉のみ所在が確認されなかったようである)。七条書房刊『古筆名葉集』(A 33・飯島家蔵)・酒井家蔵手鑑『筆翰』(B 14)・某家旧蔵手鑑『浜千鳥』(F 34)・高島家蔵手鑑(G 16)・『梅の露』(I 18・下条家旧蔵)といった手鑑や複製刊本に貼られるが、これらの多くが近代以降に作成されたものであり、他はすべて個人蔵の断簡とおぼしいものである。残念ながら両書ともに極札等の情報を一切記していないので、いつごろから分割が始まったのかは詳らかにし難いが、本切の鑑定者了延の鑑定活動期を六代了音没(享保十一年六月二十二日)後とすると、それ以後、了延の没年(安永三年七月十五日)頃までには切り取りが行われ始めていたことが推測される。

書写内容は、長保五 1003 年五月十五日に当時左大臣であった藤原道長の私邸である京極殿(上東門院・土御門殿)で催された歌合で、『長保五年五月十五日左大臣道長家歌合』と呼称されるものである(判者は公任と考えられる)。本切は外記大夫慶滋為政の詠作中、「惜夏月」「遥聞郭公」の二首にあたる(新編国歌大観では八・二三番歌)。本来、十卷本歌合の第九巻に収められていたものであるが、先にツレとして挙げた十葉と本切の他は散佚している。但し、その全容は十卷本歌合の転写本と考えられる宮内庁書陵部蔵本(五〇一・六〇五)によって知ることができ、また、同じく類聚歌合である二十卷本歌合巻第十一にも収められているが、両歌合証本間ではその形態を著しく異にしている。

すなわち、「甲本（十巻本）は、各番一人三題三首の和歌を纏めて掲げているのに対して、乙本（二十巻本）は、常の歌合の如く、題毎に各番二首の歌を記して」いるだけではなく、「一番の輔親・兼澄が一致する他は悉く左右を異にしている」。その他にも、十巻本冒頭にある仮名記が、二十巻本にはなく、細かな勝負判にも違いが認められる。また、その開催日についても、「十二日」（書陵部本）・「十六日」（二十巻本）と分かれるが、萩谷朴氏の述べるように書陵部本は十巻本原本に「十二日」とあったものを誤読したもので、本来は「十五日」とあるのが正しいことは、『権記』の記述によっても明らかである。⁽⁷⁾氏はこれらの相違について、殊に十巻本・二十巻本に見出される校異を詳細に検討した上で、「十巻本はその本文様式を忠実に伝え、廿巻本は、廿巻本書写当時、または書写直前の母本の段階において、これを常の歌合の記録様式に改め記したのであり、このような大きな改編を敢えてしたが故に、一番以下の歌人名を左右取り違えて書くというような大きな誤謬をも犯し、勝負付けにも混乱を来したものと結論付ける。⁽⁸⁾

二十巻本歌合に見えるこれらの誤謬は、『袋草紙』下巻「一、歌合判者、講読師、并題舎、或撰者、清書人等。但密儀并次所不載之」条に「常非歌合儀」⁽⁹⁾とあるように、十巻本の特異な形態が齎した混乱であったとも言えようが、源経信に先立って十巻本歌合の校訂・編輯を行ったとされる甲種筆跡の書き手も、何らかの是正を企図して校正符号を付している（大成図版16・18・34・35・36及び本切）。符号は第一・二・三首ともに付されており、その意図は分かりづらく（移動記号と考えるには無理がありそうである）、他の十巻本歌合本文中、同様の符号が見出せる『宇多院物名歌合』⁽¹⁰⁾『延喜五年四月廿八日右兵衛少尉貞文歌合』⁽¹¹⁾『永承五年四月廿六日前麗景殿女御延子歌絵合』⁽¹²⁾では、文字（題）の補入や位置の是正（書き出しの高さや文字詰め）を指示したものとと思われるが、本歌合のそれは、大体和歌の上句の一字目と二字目の間の右側に小丸が付されており、そこから傍線が下に延びて引かれている。第一首目だけであれば「左・右」の番方の補入位置を示したものと取れるが、第二首や第三首目に付されたものゝ意味は図りがたい。⁽¹³⁾

本切の当該箇所を拡大して見てみると、傍線の終筆位置の左（「ほとゝきす」の「き」と「す」の間及び「ゝ」の右側）にうつすらと文字の消し跡が認められ、その周囲には擦ったような痕跡が見受けられる。残念ながら残画からはつきりとした文字は読み取れないが、「郭公」とあつてもよさそうな墨痕である。同じように、『古筆学大成』所収の凶版の内、凶版16の「あまのとを」の「を」の右、凶版18の「きゝそめてこゝに」の「てこ」の右にも同様の擦り消しの痕跡が認められる（他の凶版は縮尺の関係上、確認は困難）。これらの符号が訂正を示すものであれば、どうして訂正したはずの文字が（おそらくすべて）擦り消されているのかといった謎が残るが、この符号の意味は理解できそうである。これらの符号は本歌合の特異な形態の是正などを企図したものではなく、清書の際の文字の修正といった意味合いのものであったと考えておいてよいようであり、二十巻本歌合本文に見られるような、歌合の形態を通常のものに修正するといった意識は、少なくとも十巻本歌合の段階ではなかったと考えてよさそうである。

この十巻本『長保五年五月十五日左大臣道長家歌合』の筆者は、萩谷氏の分類では乙種（飯島春敬氏の分類では第I類B種）にあたり、十巻本歌合中、『宇多院物名歌合』（第一巻）、『天徳四年三月三十日内裏歌合』（経信補写を含む四筆、第二巻）、『（正暦年間）夏花山法皇東院歌合』（第三巻）、『寛和二年七月七日皇太后詮子瞿麦合』（散佚〔古筆断簡〕、第四巻）、『天曆十年（二月二十九日）麗景殿女御莊子女王歌合』（二筆〔末尾二首のみ別筆〕、第六巻）、『天禄三年八月二十八日規子内親王前栽歌合』（二筆、第七巻）・『（仁和元々三年夏）民部卿行平歌合』・『（延長五年）秋小一条左大臣忠平前栽合』（以上、第八巻）、『延喜十六年七月七日庚申亭子院殿上人歌合』（表紙経信補写）・『天曆四年五月五日東宮居貞親王帯刀陣歌合』・『延喜五年四月二十八日右兵衛少尉貞文歌合』（二筆、初め一紙のみ別筆）・『（天元五年以前）春右近少将光昭・中務歌合』・『（永観頃）春雅材女達歌合』（以上、第十巻）と、第五巻を除いてほぼ全巻に渉って筆書者を勤めており、十三人とされる筆者の中でもかなり重要な位置を占める存在と言える。なお、分筆の場

合にはほゞすべて（経信補写を除く）小松茂美氏が源師房の筆と推定される甲種（第Ⅰ類A種）⁽¹⁴⁾の後を受け持つており、やはり「能書」とされる師房男の俊房が筆者として相応しい存在と言えようか。書風は大振りで大らかであり、「も」にはすべて「无」を用いるなど、平安朝の薫り豊かな名筆であり、草稿本ならではの闊達な筆致を見せている。

新編国歌大観本文は二十卷本歌合を底本とするので、為政は左方（八「勝」・一二「無判」・三六「勝」）であるが、十卷本歌合では四番右方で勝一（八）・持二。八番歌第五句も大観本「つきもしらなむ」と小異が存する。古筆証本が完存する当歌合の場合は仕方がないのかも知れないが、二十卷本歌合の本文は改竄されたものであり、開催当初の形を正確に伝えていないという意味では、ほゞ十卷本歌合の本文を再現できる書陵部本を底本として、古筆断簡を援用するといった処置がなされた方が、本歌合の原態に近い本文を提供できるのではなからうか。

為政

なつのよのほともなければななめつゝあ

かぬこゝろはつきもしらむ勝

ほとゝきすくもゐはるかにきこゆるはや

まちよふかくいつるこゑかも

2、伝御子左俊忠筆二条殿切（元永元年十月十一日内大臣忠通家歌合）

本切は、既に紹介済みの一葉であるが、その際の考察に意を尽くせなかったところがあったので、再度取り上げる

ことにしたものである。⁽¹⁵⁾ 未装の断簡(図版②)で、極札(斐紙・藍内曇り、一四・三×一・九)には、

〔表〕 御子左俊忠卿 (虫損) □ 少弁師俊／あまくもの〔養心(墨印)〕

〔裏〕 卷物切〔墨割印〕 庚申七〔神田道伴(朱印)〕

とあり、筆跡や極印の欠損から、鑑定者は神田家七代道伴と判断され、万延元1860年七月の極めと知られる。

料紙は楮紙(二四・五×一四・〇cm、字高二一・一cm)で、上部に三本(上から一・四、三・〇、四・七cmの位置)、下部に一本(下から一・〇cm)の墨罫を引く。罫線は和歌本文や番付・判詞の書き出しや折り返しの位置を統一するためのもので、本切もそれにしたがって整然と書写されている。元は卷子本であるが、極札と本紙に認められる虫損痕は連続しており、手鑑の状態で貼られていた際に虫損を被ったものと判断される。また、図版では分かりにくいですが、本紙上部から左辺全体に掛けて顕著な寄り皺が認められる。これも手鑑の状態で水害(雨漏り等)に遭ったために生じたものと思われる。本切は、大阪の古書店から一括で購入した内の一枚で、元は四国の旧家から出た手鑑であったが、破損が激しく、取れるものだけを外して残りは破棄したとの由であった(購入した他の切にも同様の水損痕や虫損が認められるが、内容は名物切クラスのものが多く、相当にレベルの高い手鑑であったようである)。

本切は、『増補新撰古筆名葉集』(安政1858五年版)「同(御子左) 俊忠卿」条に、

二条殿切 卷物哥合仙花昏墨卦アリ哥二行書忠家卿ニ似タリ

と記載される名物切で、その名称は俊忠の邸宅のあった室町二条に由来するものとされるが、『古筆名葉集』(文化五1808年版)⁽¹⁶⁾ 同条には、「卷物切 哥合只昏墨卦」と簡単に記されている。伝御子左忠家筆柏木切と同じく歌合古筆証本である二十巻本歌合の断簡であるが、弘化二1845年六月の奥書を持つ『藻塩草』「付属目録」⁽¹⁷⁾にも既にその名が見えており、名称自体は江戸末期頃には付されていたようである。二十巻本歌合は堀河天皇期から崇徳天皇期にかけて

集成・編纂されたが、堀河天皇崩御後、源雅実に代わって事業を受け継いだ藤原忠通のもとに保存され、完成・浄書されないまま草稿状態で近衛家に伝来したものである。但し、最も新しい「大治元二二〇〇年八月摂政左大臣忠通家歌合」以後、集成はなされず、実際には雅実が大治元二二〇四年七月七日、所労により出家し、大治二年二月十五日に薨去（六十九歳）して以後は、編纂事業は頓挫してしまったものと推測されている¹⁸。したがって、本切の書写年代も、表題の歌合が挙行された元永元二二〇八年十月十一日以降、大治二年頃までのほぼ十年間に限定されることになる。時代は白河法皇が亡くなる（大治四年七月七日崩御、七十七歳）前夜、嵐の前の静けさを胎んだ時期にあたる。

料紙について一言しておく、『増補新撰古筆名葉集』に見える「仙花帑」という記述は、同書では、同じ二十巻本歌合の断簡である「御子左忠家卿」条の「柏木切 哥合巻物仙花帑墨卦アリ哥二行書／作者名カナ書コノ類キレアリ」以外には、「宗尊親王」条に、

同（巻物切） 同（万葉） 仙花帑墨卦片カナ朱星アリ

同（巻物切） 仙花帑詩墨卦片カナ朱星アリ

の二例が認められるのみである（他の名葉集類には認められない）。前者は有栖川切（元暦校本万葉集、難波切とも）や梅尾切（桂本万葉集、鎌倉切ともいふ、通常、源順を伝称筆者とする）以外の無装飾で墨野のある万葉集切（例えば伝宗尊親王筆万葉集目錄断簡のような）を指すのであろうが、具体的には分からない。後者は金沢文庫本『白氏文集』を書写内容とする「熊野切」を指すものと思われる、その書写年代は同じく伝宗尊親王筆とされる十巻本歌合と同様に「十一世紀半ばころ」と推定される¹⁹。「仙花帑」は「天正年間（1573～92）伊予の人・土屋太郎右衛門が出家して法名を泉貨と名のり、楮を原料として漉き出したので泉貨紙と呼ぶ」もので、「紙質は粗く上品な紙ではないが、強靱なところから評判が高まり、吉野、三好、阿波・洲本などでも漉かれ、帳簿用紙、合羽、包紙、表紙、袋紙、傘紙、

紙ヤスリ用紙に用いられた」という⁽²⁰⁾。勿論、平安期の書写である二条殿切や熊野切がこれに該当することはないが、架蔵の熊野切⁽²¹⁾なども参考にすると、張りのある質感の、密度のある楮紙であり、それが合羽や傘紙にも用いられたという泉貨紙を連想させて、このような記述になったものと想像される。

因みに、『古筆名葉集』に見える「只昏」という記述もかなり特殊なもので、架蔵の寛政二一七九〇年正月に江田世恭（富田屋八郎右衛門）が録したものを山中世祐が書写したとの奥書を持つ『銘家諸口古筆一覽』⁽²²⁾にも、

○^(朱) 俊忠卿

卷物切 ○^(朱) 哥合只昏墨卦

と『古筆名葉集』とまったく同じ記述が認められる他、静嘉堂文庫蔵『古筆切目安』⁽²³⁾では、「一休」条に「聯芳集 只紙 真」とある「針切」、「同（久我）通雄」条に「中四半 只紙」とある「山口切」、「定家」条に「大記録切 鳥子紙只紙二通 文言ノ内ニ諱アルモアリ」とある「明月記切」の三例が認められ、『古筆切名物』⁽²⁴⁾（古筆分家三代了仲著）では、「後崇光院」（貼付）に「卷物切 只昏縁記／仮名交」、「二条」尚春^(基カ)」条に「中四半 集千載 只昏」、「同（一条）兼良」条に「四半切 集後撰只昏」「仏書切 只昏 四半／草書」、「（一条）教房」条に「源氏切 四半只昏」、「同（久我）通雅」条に「朗詠切 中四半只昏」（上記「山口切」）、「忠家」条に「卷物切 哥合 只昏／墨卦アリ歌二行」・「同（卷物切） 歌合判之詞モ書只昏」（以上、柏木切）、「俊忠」条に「卷物切^{ヤ天地八寸許} 歌合 只昏／墨卦」（二条殿切）、「定家」条に「四条／道場切大記録 鳥子只昏杉原」（上記「明月記切」）、「聖徳太子」条に「只紙墨書 丹ニテ宝塔一字宛ニアリ／砂子紙真字経但可疑」（法隆寺切↓『増補新撰古筆名葉集』には「生昏」とある）、「一休」条に「聯芳集 只昏四半／細字」（上記「針切」）、「慈眼南光坊」条に「半切只昏 行法ノ書梵字入朱点ステカナノ界ニ三重長四寸二分」、^(法名定照)「康頼 平判官ノ丹波康頼也」条に「四半 只昏行書医書也トモカナ付ノ一行凡廿字七行」、「為尹」条に「歌合切 中四半只昏」、「寛家」条に「四半^珉 集新古今又拾遺ノ哥一行書只昏」、「了俊」条に「源氏切^{天地八寸六分}

大四半只帙六行／長八寸九分朱点」（伊予切）、「俊寛法勝寺」条に「四半 只帙朱点書入アリ／古今」（三輪切）、「宗祇」条に「四半只帙 連歌之書／大坂切ト云」（大坂切）といった用例が見出せる（池田家本『類葉集』や『古筆類葉集』にも同様の記述が認められる）。分家三代了仲の記した『古筆切名物』は特に料紙についての記述が詳しいが、それらの用例から見ても、「只帙」は「白紙」「杉（楢）原紙」「奉書紙」といった記述とは区別されていることが窺われ、「仙花帙」と同様に、やはりある種の強度を感じさせる実用紙（楮紙）を指し示すものであったと推測される⁽²⁵⁾。

書写内容は、元永元_二二〇〇年十月十一日、内大臣藤原忠通家で行われた当座歌合で、「雨後寒草」の一題一首、参加者十名五番のみの極めて小規模な歌合で、本切は最終番にあたる五番右の作者名から判詞部分（判者は源俊頼）。但し、一行目の二本目の界線に下に擦り消し痕が認められ、「右」とあるはずの文字の脱落が想定される。本歌合証本は散佚しており、すべて断簡の形で伝存し、本切を含めて五葉が知られるのみである。『平安朝歌合大成増補新訂』第三卷⁽²⁶⁾には、五葉すべてが翻刻（A↪E）されており、本切はEにあたる。『古筆学大成』第二十一卷⁽²⁷⁾にはこの内の二葉の図版（182・183）が収載、同第二十八卷⁽²⁸⁾には一葉分が翻刻（釈文211）されている。その所蔵者と図版・翻刻の関係を記しておくとして、A・図182（川部家旧蔵・逸翁美術館蔵↓巻頭↪一番左歌）、C・釈文211（藤田美術館蔵手鑑『野草芳』所収↓三番左歌↪判詞）、E（架蔵↓五番「右」↪判詞）は一致するが、B・図183（四番左↪判詞）を歌合大成は「松永家蔵手鑑筆陳」とし、古筆学大成は「個人蔵手鑑毫戦」とする。古筆学大成に未所収のDを歌合大成では「某家蔵手鑑毫戦」としており、両者の記載にいさゝか混乱が見られる訳であるが、B・Dとも匿名の個人蔵手鑑所収切であり、確認が取れない現状ではこのまゝ放置するより仕方がない。取り敢えず以上を整理すると、五番十首中、現在未発見であるのは一番右↪二番左作者、五番左の二箇所すぎないことになるが、本歌合については、既出部分も含めて他出文献を一切確認できず、これらの散佚箇所が古筆切として出現するのを待つしかないという現状である。

さて、前稿でも問題となったのが、本切の作者名表記「左少弁師俊」である。源師俊が右少弁から左少弁に転じたのは保安三1122年十二月二十二日のことで、保安四年十二月二十日には右中弁に転じている。即ち、本歌合の時点では「右少弁」とあるべきであり、本切の記載に従うかぎり、本切は当該歌合とは別度の歌合と疑わざるを得ないことになる。しかし萩谷氏も述べるように、「料紙・筆蹟の動かし難い条件に加えて、歌8の用語『雨雲のかへしの風』と『冬野の尾花』とが、明らかに本歌合の歌題『雨後寒草』に合致する上に、断簡Eの末尾に余白を残していることが、本歌合の末尾五番の本文であることを示唆している」点を考慮すれば、『左少弁』の官記は、『右少弁』の誤記であると解釈する」しかないようである。²⁹ 歌題「雨後寒草」は本歌合の他は類例を見ない特殊なものであり、本切の師俊歌は「負」となっているが、題に沿った詠作であることは確かであろうし、料紙や筆跡の一致、最終番を示唆する余白の存在などを考慮すれば、そのように結論付けざるを得ない。これも草稿本ならではの誤記（の放置）であろうし、二十巻本歌合編纂の最終盤の混乱が惹起した誤りでもあったのであろう。

本切の筆者について萩谷氏は、古筆鑑定家がこの第三種甲・乙類を伝西行筆（本切は伝俊忠）とする点に触れた後、第三種の書き手は、内大臣忠通が関与し始めた第一次増輯期以後の、しかも、極めて少数の例外を除いて、大臣家下に属する内大臣歌合（現存するもの275 276 292 296 297 298 300）に限られていることが極めて特徴的である。この第三種の筆蹟は、現代の古筆鑑賞家からは余り高く評価されてはいないようであるが、第一種・第二種とは全く異なるその筆蹟を、若かりし頃の忠通の執筆にかかるものではあるまいかと考えたくなるのは、自然の人情というものであろう。しかし、法住寺様の流祖として名筆を謳われる忠通の真筆と伝えられる消息類と比較すると、真名の書風が大いに異なることは否み難い。ただ、消息の中に僅かに交ぜ書かれた仮名の書体には、第三種と近似するものもあることも看過し難い。やはり結論としては、第三種の筆者は不明というの他はなからう。

と述べられている。⁽³⁰⁾ 引用が長文に涉ったが、この文章には第三種の筆跡に寄せる萩谷氏のたゞならぬ希求のようなものを感じざるを得ない。この、平安期の書風から一步踏み出そうとするモダンな筆致に、氏が若き日の忠通の面影を捉えようとする様は、何か感動的ですからある想いが感じられる。⁽³¹⁾ 敢えて要約しなかつた所以である。

本文一行目「右」字の擦り消しの他、六行目「ゆへし」「し」は補入は「ゆゝし」或いは「ゆかし」の誤記と考えられ、「おほつかなし」の「お」は掠れて図版では見えにくいだが、筆線を追うと「於」の崩しであると確認できる。

本歌合は、当時二十二歳であつた忠通が、元永元年十月二日から十八日の間に確認されるだけで四度も行つた歌合の内の一つであり、二日の基俊との両判に続いて俊頼を判者に迎えた意欲的な催しであつた。しかし、肝心の歌合古筆証本が纏まつて伝わらず、他にも伝本が伝わらなかつたために、(本文の八割にあたる分量が断簡として集成されているにもかゝらず)新編国歌大観には収録されていない。古筆切研究の進展にもなつて、このような散佚歌合なども簡単に利用できるような環境整備が望まれるところである。

左少弁師俊

あまくものかへしの風にさそはれて

ふゆのゝを花ゆくゑしられす

左哥有題心すかたもあしくもあら

す右哥風にさそはれてを花の

ゆくゑなく心ゆへ尤おほつかなし

3、筆者未詳大四半切（嘉応二年十月十九日建春門院北面歌合）

軸装の一葉（図版③）で、合わせ箱と思われる桐箱³²に収められ、箱書・極札等はなく、伝称筆者不明の一葉である。表具は、大和装（本紙直貼）・中風帯で、一文字は薄茶地に柵引雲文の印金、風帯・中廻しは代赭地に十六葉一重菊大紋を中心に八重桜大紋を挟み、あいだに実枝橘・枝梅紋様を配した銀欄、上下は利休茶の無地紗で、ばち型の黒漆軸先³⁰。寺社好みの仕立てであり、風帯・軸先ともに少しく格を控えたものだが、中廻しの十六葉一重菊大紋が表具の焦点となっており、それに配慮したものであろう。

料紙は斐紙、二七・〇×二一・三cm（字高二一・八cm）で、巻物の断簡と判断してよい大きさである。本紙には顕著な巻皺も存するが、軸装に由来するものとも考えられる。内容的には、本文の判詞が完結しておらず、そのあとに一行分程度の余白が認められるが、そこに擦り消し痕や紙継などは認められない点から、現状ではかなり大型の四半形の冊子本であったと推定せざるを得ない（ツレなどの出現を俟って再考したい）。和歌二行書、一面十一行。書写年代は鎌倉後期頃と推定され、ツレは現在のところ管見に入っていない。

本紙には図版に見るように銅鐸型の朱印が押されており、「曼殊圖書之印」という印記が認められ、本断簡が曼殊院の所蔵であったことが知られる。この印がこの一軸にのみ押されたものか、切り取られる前の冊子乃至巻物の状態のものに押された部分が偶然切り取られたものなのかは判然としないが、その押された位置のバランスのよさからは、軸装状態のものに押されたものと考えた方がよいかと思われる。また、その仕立てからも、本断簡が軸装状態で入手されたものではなく、門跡寺院たる曼殊院の監督のもとで表装がなされた可能性が高いものと想像される。

内容は、後白河院が熊野御幸で不在の折、建春門院平滋子が主催し、嘉応二二〇〇年十月十九日に滋子の仙洞御所であった法住寺殿で举行された歌合で、『建春門院北面歌合』と通称されるものであり、「関路落葉」「水鳥近馴」「臨期違約恋」の三題を各十番、全三十番に番えている。閑院藤家を中心とした親平氏派貴族を構成員とした催し⁽³⁴⁾（これには、そのように単純な政治的力学の反映と見るべきではなく、歌林苑の集まりなどを介した文雅の交流がその背景にあるとする論もある⁽³⁵⁾）で、六条藤家の清輔も出詠する中で、藤原俊成が判者を勤めている（一番右方として出詠）。本切は「臨期違約恋」題の八番（五五〇五六判詞途中）にあたる。左方の藤原脩範は通憲（信西）五男で、平治の乱（平治元年1159十二月九日）に連座し隠岐に流罪となるも、翌永暦元年には許されて帰京、後白河院近臣となり、本歌合当時は正四位下左近衛少将。右方の源（久我）通親は、本歌合当時は正四位下右近衛権少将で、父雅通が滋子の皇太后宮大夫であったことや、妻であった花山院忠雅女の母（藤原家成女）の兄弟である隆季が、徳大寺実定とともに本歌合の具体的な準備運営に当たっていたことなどから出詠者の末席に加えられたものと推測される。

本歌合の伝本は二系統に分かれ、甲本は「法住寺殿歌合」、乙本は「建春門院北面歌合」と標題し、番付も甲本は各題十番の合わせて三十番であるのに対して、乙本は一〇三十番の形を採る（歌順や勝負判等に異同はない）が、「結局は同一祖本（原本）から出た二系統の証本」である⁽³⁶⁾とされる。本歌合については、近時、冷泉家時雨亭文庫蔵の二本が影印・刊行され、その資料的環境が著しく変化・進捗した⁽³⁷⁾。従来の最古写本は戦国末〜近世初期の書写にかゝる甲本系統の北岡文庫蔵細川幽齋筆写本であり、他は両系統とも江戸期の写本しか伝存せず、新編国歌大観も北岡文庫本を底本としている。冷泉家時雨亭文庫本の内の一本は、康永三1344年五月八日の奥書を有するもので、南北朝期書写の最古写本となる。もう一本は、「文明十三年三月中旬比早々／写之畢極々可企清書者也／右筆玄就入道／行年七十二歳」なる書写奥書を持つもので、文明十三1481年、即ち室町中期の書写にかゝる伝本である。両本とも甲本系統の伝

本であり、従来の甲本系統の伝本の誤りを正す内容を含むものであるが、康永三年本にはかなりの破損が認められる。本切も同じく甲本系統に立つ伝本の断簡であり、書写年代は最古写本である康永本を遡る鎌倉後期と見てよいものである。その伝来の確かさからも、資料的価値の高いものであることは言を俟たず、しかも本歌合における最も問題のある箇所を含む部分にあたっている。「臨期違約恋」の八番は、時雨亭叢書「解題」にも触れられているように、その本文に問題を有する箇所であり、平安朝歌合大成も新編国歌大観も北岡文庫本を底本としながらも、甲本系統内での誤謬を校訂できず、乙本系統を用いて本文を校訂している。「解題」に触れる左歌第三句以外にも、幾許かの問題を有しているので、次にこれについて見て行きたい。

本切について、他本との異同が存する箇所は、以下の通り（本切の行数に従って、①～⑪とし、歌合大成の校異を参考にして甲本系統／乙本系統の順で異同を記した）。

① 八番―廿八番（萩谷本）

② 朝臣―ナシ（萩谷本）

③ あすか河―飛鳥川飛（玄就本）

④ 中なれと―なかなれと（幽齋本・書陵部本・図書寮本・刈谷本）・なかなれは（玄就本）

⑤ けふはかはりぬ―今日かはりけり（康永本）・けふかはりける（萩谷本・彰考館本・内閣本）・けふかはりぬる（部類版本・類従本）

⑥ 朝臣―ナシ（康永本・萩谷本）

⑦ しはし―すこし（萩谷本・彰考館本）

⑧ なくさめて―なくさまでめ（康永本）・なくさまで（玄就本・萩谷本・彰考館本・部類版本・類従本・内閣本）

⑧ 左―左歌（康永本・萩谷本・彰考館本・部類版本・類従本・内閣本）

⑧ 〱 ⑨ 心姿―姿心（萩谷本・彰考館本・部類版本・類従本・内閣本）

⑨ 右―右歌（康永本）・ナシ（萩谷本）・右の（彰考館本・部類版本・類従本・内閣本）

⑨ 〱 ⑩ なくさまて―なくさま^めて（康永本）・なくさめて（幽齋本・書陵部本・図書寮本・刈谷本）

⑩ いひて―おきて（康永本）・をきて（萩谷本・彰考館本・部類版本・類従本・内閣本）

⑪ 侍り―侍也（康永本・玄就本・幽齋本・書陵部本・図書寮本・刈谷本・萩谷本・彰考館本・部類版本・類従本・内閣本）

この内、玄就本の「飛鳥川」は「飛」の字形が「花」など、紛らわしいので訂正したものであり、康永本の二箇所の「なくさま^めて」は、いずれも「ま」と書いた上に「め」を上書きしたものである。これらを通覧してみると、康永本は甲本の誤謬である「なかなれと」を訂正できる内容を持つもの、実際には乙本系統との接触によって、本文的には乙本に近い内容を持つに至った伝本であることが推測できる（二箇所の上書部分などは、更に甲本系によって訂正を加えていることになる）。これに対して本切の本文は、「なくさめて」「なくさまて」と和歌本文と判詞に矛盾を生じている点はあるもの、乙本系統との接触が認めにくい状態で「中なれと」と正しい本文を有している点などを勘案すれば、甲本系伝本の中でも比較的本文の純良さを保持し得ているものと評価できる。「臨期違約恋」という歌題からは、右歌第三句は「なくさ^めで」という意図的な表現であっても、「なくさま^めで」というやや受身な表現であっても和歌としては成立しそう（「なくさま^めで」とあった方が自然か）ではあるが、おそらく、「ま（末）」と「め（免）」が紛らわしい状態で書かれた親本から派生した異同なのであろう。本切ではそれらを敢えて統一せず投げ出している（親本の記載をそのまま写している）訳である。些細ではあるが、十一行目「侍り」は本切の独自異文となる。

官位名表記の様態や細かな本文の比較からは、甲本系統の伝本の優位性は動かないものと思われるが、最古写本である康永本については、その取り扱いに注意が必要であろう（同本は歌題及び作者一覽部分を持たず、内題そのものも後から書き加えたものゝようにも見え、「一番関路落葉」の真下に書かれた「判者 俊成卿」の位置も不自然である）。したがって、北岡文庫蔵細川幽斎筆写本に替わる底本を求めるとすれば、冷泉家時雨亭文庫蔵玄就本ということになるが、当人が「近代悪筆玄就」と名乗るように、いかにも読みにくい（翻刻してしまえば問題はなからうが）。本切は僅か一葉の断簡にすぎないが、本歌合の現存最古写といえる一葉であり、また、親本の状態をかなり忠実に伝える伝本の断簡でもあった。新編国歌大観本文とは、上記のように細かな異同が存する。

八番

左持 左少将脩範朝臣

あすか河ふちせにあらぬ中なれと

きのふたのめてけふはかはりぬ

右 右少将通親朝臣

いましはしそらたのめにもなくさめて

おもひたえぬるよひの玉つさ

左あすか川によせて昨日たのめてといへる心

姿おかしくきこゆるを右そらたのめにもなく

さまでといひて思たえぬるよひの玉つさ

といへる末の句ことよろしく侍りたし

4、伝二条為明（慈円）筆六半切（源氏狭衣百番歌合）

軸装の一葉で、共箱(38)に納められ、上蓋裏に、

藤原為明卿筆

すゑとをきふたはの松にひきわかれいつかこたかき

六半 源氏切

かけをみるへき、右人道一品(ボ)の宮に女みやをわたした
(ママ)にまはる、あすか井

ゆくすゑをたのむともなきいのちにてまたいはねなく(ママ)

姿(ママ)にわかるゝ、八十四番(ママ)じむ大納言かくれてのち 右のをとゞの大

将にておは

と墨書にて箱識する（二行目「すゑとをき」）「あすか井」は「源氏切」の下に割書。かなりの速筆・乱筆であり、「ママ」としたところ以外にも不審な字形が散見するが、できる限り好意的に読解しておいた。箱書と同筆の鑑定書（楮紙、一九・五×二六・二cm、巻四つ折り）が付属し、箱書に重複する部分もあるが、煩を厭わず翻刻しておく（濁点・括弧はすべて原文のまま）、

藤原為明卿 六半源氏切

すゑとをきふたはの姿(す)にひきわかれ

いつかこたかきかけをみるへき

右

入道一品の宮に女みやをわたしたてまつるとて

あすか井

ゆくすゑをたのむともなきいのちにて

またいはねなる姿にわかるゝ

八十四、(八十四番の略)

ごむ大納言かくれてのち右のをとゞの

大将にておは

右古筆名葉集にいふところの藤原為明卿の六半

切也源氏物語中の歌を左右に分けて勝劣を判したる

もの由来古筆中にはなだかきものには悪筆なるあり

名筆ならざるものにて能筆のものあり種々相也本書

は後者に属す

時として源氏に非ざる歌入れど他の部前後皆源氏の歌

なり故にこの分も總称して源氏切といふ

為明は定家卿の後にして後醍醐天皇の忠臣也笠置に従

ひ又後吉野に参す歌人なる故に北朝よりも撰集の勅

ありしも未だならざる中正三位にして貞治三年十月廿七日
年七十にて薨す

昭和癸巳 春 恩頼堂学人猪熊生圓証

とある。鑑定者は猪熊信男で、「癸巳」は昭和二十八(1953)年にあたる。猪熊信男は明治十五(1882)年五月五日生まれ、昭和三十八(1963)年七月三日、八十一歳で没している。七十歳の折の鑑定となる。徳島藩蜂須賀家の分家蜂須賀喜心の三男として生誕し、明治二十八(1895)年白鳥神社宮司・国学者猪熊夏樹の養子となる。京都帝国大学工科大学中退後、三浦周行の薫陶を受け、史料編纂所嘱託や京都府史蹟調査会委員などを経て、大正十三(1924)年には東山御文庫の調査を命ぜられ、翌年宮内庁図書寮御用掛を拝命。昭和十六年(1941)年には職を辞して白鳥に戻り、蔵書整理の傍ら蔵書の展示会や古文書学講座を開催した。宸翰研究家、鑑定家として知られ、時折その識箱などを見ることがある。恩頼堂学人の他、電影子、樟園など、号している。署名の「生圓」は「樟園」の宛字であろうか。

表具は、大和装(本紙台紙貼)、紙押し風帯。風帯は楮の素紙、一文字は紺地に二重蔓牡丹唐草文様の金欄であるが、高台寺金欄とは違ってあいだに小花を配する。中廻しは鶯茶地に銀鼠で蜀江風に向かい合った鳳凰紋とそのあいだに異国風な花唐草文様を配する(絹地)。上下は灰色地に揉み紙風の氷割れ文様を散らした染紙で、すぐ切の漆塗り軸先という、茶人好みの気取らない席で用いるような簡便な仕立てである。⁽⁴⁰⁾

料紙は、裏移りが見られる薄手の楮打紙で、一五・八×一五・四cm(字高一四・一cm)。元は六半形の冊子本と推定される。和歌二行書、一面十二行(下草書きを数に入れると十三行)。本切は藤原定家撰『源氏狭衣百番歌合』を书写内容とするもので、ツレは、『続国文学古筆切入門』⁽⁴¹⁾六八(藤井隆氏蔵、伝二条為氏・鑑定者不明、三十二番右詞書(三十三番左上句)、今治市河野美術館蔵伝二条為明筆源氏狭衣百番歌合切)⁽⁴²⁾(参考図版、伝二条為明、五十七番)、『歌び

と達の競演』⁽⁴³⁾ 一一四（伝二条為氏・鑑定者不明、七十七番右く七十八番左）、『逸翁美術館蔵国文学関係資料解題』⁽⁴⁴⁾ 二七（伝慈鎮・鑑定者不明、九十四番左詞書く右詞書）、『古筆の楽しみ』⁽⁴⁶⁾ 63（伝慈円・鑑定者不明、九十四番右歌く九十五番）などが知られるが、来歴の古い手鑑などには貼られていないようである。藤井氏所蔵切の本文により、本切の元となった伝本は前稿本に属することが知られる。

本切は、『古筆名葉集』「慈鎮和尚」条に「六半 源氏ノ哥」、『増補新撰古筆名葉集』「慈鎮和尚」条に同じく「六半 源氏ノ哥」とある記述が該当するかと思われる（歌合切をこれに該当するのは、些か無理がある）が、『古筆切目安』「為明」条には「▲六半源氏切（所蔵ノ切ニ哥アレトモソノ哥類句ニ見エスホカノモノ歟）」といった記述が認められる。但し、『増補新撰古筆名葉集』「為明」条には「同（六半） 源氏此外類切多シ」とあり、これは比較的多く伝存している伝為明筆の六半源氏切を指すと思われる、『古筆切目安』の記述も『源氏物語』の和歌を含む部分に関する言辞だと理解する方がよさそうである。したがって猪熊信男の鑑定書にいう「古筆名葉集にいふところの藤原為明卿の六半切」は、『増補新撰古筆名葉集』の記述を誤認したものと考えておく他ないようであるが、古書店目録掲載のものには、本切や河野美術館所蔵切と同じく伝称筆者を「為明」とするものがあるようである⁽⁴⁷⁾（未見）。

さて、慈円・為氏・為明とわかる伝称筆者が指し示す書写年代は、それごとく鎌倉初く前期・鎌倉中期・南北朝期となる訳であるが、どれが最も実状に近いものであろうか。料紙については鎌倉中期を下るものとは見えないが、これも科学的な鑑定ではなく、経験則による主観的判断にすぎないので、今は脇に置いておく。したがって書風・書式などによる判断となるが、注目すべきはその書式であろう。料紙の寸法は縦横とも本切が最大で、六半形としては普通のサイズといえるが、書かれた和歌の殆どが句の途中で改行（中には第二句までく改行）していることが見てとれる（きちんと上句・下句で改行するものゝ方が稀である）。但し、その影響か末句を下草書きにする例も散見する。こ

うした書法（書式）は、同じ六半形で和歌二行書タイプの伝源通親筆龍山切⁽⁴⁸⁾などでも屢々認められるものであり、鎌倉中期頃には殆ど姿を消してしまう書法でもある。更に、用字の面では、「も」とあるところに、「无」（字形としては「ん」）を用いており、平安期の用字法を引き継いで（引き摺って）いることが見受けられる。文字も時折左右の字が干渉し合う（相手の領域を侵す）ように書かれているなど、鎌倉中期以降の整った書式とは趣を異にしている。先にも述べた和歌二行書の龍山切と本切を比較すると（架蔵の龍山切⁽⁴⁹⁾と並べて見比べてみても）、個々の字形や筆遣い、運筆のリズムに至るまで両者は同筆といってよいほど近い趣を有している（龍山切の方が、やゝ匆卒に書かれている感がある）。書風的には、後京極流や世尊寺流の影響は微塵も感じられないものである。但し、このような勢いのある書風は、南北朝期のそれと混同されることも確かであり、記憶に新しい伝後鳥羽院筆水無瀬切の鑑定結果⁽⁵⁰⁾の衝撃なども、今思い返せば、確かに書風的にも南北朝期に通じる特徴を認めることができるものであった。鑑定家がこれを伝二条為明筆と極めるのも、由なしとはしない訳であるが、当該切に関しては、その書式から鎌倉初期の書写という結論が導き出される。少なくとも、そうした書式感覚を引き摺っている人物が書いたものであることは確かであり、書写年代は鎌倉初期から下っても前期の極く早い時期までとすべきであろう。なお、書写年代の古いものでは、他に伝西行法師筆とする六半切⁽⁵¹⁾や伝定家筆の六半切⁽⁵²⁾が存するが、前者は鎌倉前期頃の書写、後者は定家様ではあるが、真筆であるとすれば、その書風からは四、五十歳代頃の書写と見られ、そうでないとしてもその書式からは鎌倉前期頃までの書写と判断されるものである。

その書写年代からは、本切は伝慈円筆六半切と称されるべきであるが、所謂慈円風の書風とは異なっている。また、藤井氏はこの筆跡について「普通二条為氏風という筆蹟とは相違し、藤原定家の壮年頃までの筆蹟の感じが色濃く感ぜられる」として、「これは定家自筆前稿本を書写したもので、その面影を伝えているのであると断じたい」とし、そ

の上で「伝二条為氏筆というのも、無下には退け得ないのではないか」と述べ及び、「臨写の場合は筆勢筆力が出ないので年代が下がって見られる」と付言する。⁽⁵³⁾しかし、本切を見る限りでは、そのような筆勢・筆力の弱さはまったく感じられず、寧ろ自由闊達に書かれているように思われるし、同じ臨写するにしても、既に模倣者を生んでいる定家様の伝本であるならばともかく、その特徴が出る前の書風を態々字形まで真似る形で臨書したりするものとも思われない。「為氏」という伝称筆者名に引き摺られた所論ではなからうか。また、河野美術館所蔵切に認められる上書きした上での訂正や補入（した上での誤謬）などからも、これらが模写や臨書といった性質の書写本の断簡だとは思えないのも事実である（こうしたある意味で粗忽・忽卒とも言える書写態度も、先述した龍山切と共通するものである）。これが「藤原定家の壮年頃までの筆蹟」かどうかは、稿者のよく判断し得るところではないが、伝存する定家の筆跡中、本切に最も近いものとしては東京国立博物館蔵の歌合切（「定家四十歳以前の書風」と推定）があり、二十一歳の時の書写にかゝる『入道大納言資賢集』などにも通うものがあることは確かである。⁽⁵⁴⁾本切は、少なくとも時期的には、正にそのような年代を想定させるものである。

書写内容は、藤原定家撰『源氏狭衣百番歌合』の八十三番左歌から八十四番左詞書途中で、新編国歌大観では『物語二百番歌合』の一六五歌〜一六七詞書途中にあたる。現在のところ、後半部分である「後百番歌合」の断簡は確認されないで、前半部分の名称である「源氏狭衣百番歌合」を呼称として採っておく。本歌合は九条良経の要請により企画されたもので、穂久邇文庫蔵定家自筆本『物語二百番歌合』奥書に、⁽⁵⁵⁾

此哥先年依後京極殿仰

給 宣陽門院御本物語所

撰進也私草被借失了

仍更求書寫本令書留之

とあることによつて、良経生前の建永元(1206)年三月以前に完成されたものとされるが、正確な成立時期については諸説あつて中々定説を見ないようである。この奥書から分かることは、『物語二百番歌合』は良経の「仰せ」によつて編纂されたものであり、その際「宣陽門院」所持の「御本の物語」が用いられたこと、手元に置いていた「私の草」は「借失」してしまい、新たに探し「求」めた書写本によつてこれを「書き留め」たものが、所謂後稿本と呼ばれる穂久邇文庫蔵本そのものであるということである。

同本は定家自筆奥書を持ち、本文にも定家自筆部分を持つものゝ、大部分は代筆者による写本である。定家が求めて手にした書写本は、当然のことながら前稿本であつたのであり、この後稿本と前稿本との微細な違いを定家の改訂の結果と見ることは正しいのであろうか。定家が一夕をその物語の本文に戻つて改訂を加えたとは到底考えにくく、この定家自筆以外の書写部分が、定家の何らかの下書き(或いは監督)に沿つて書写されたものと考えerよりは、手に入れた書写本をそのまま書き写した¹¹させたものと考えerの方が自然であらう。そうであれば、私たちが後稿本と呼ぶ定家奥書本は、転写を経た前稿本の内の一本(の転写本)にすぎないのではなからうか。改訂マニアの定家であれば、当然和歌の差し替えなどが行われていた方が理解し易いが、前稿本と定家自筆本(後稿本)の間には作者目録の違いを除き、僅かな字句の異同しか存在しない。これを定家の所為とすべきかどうかは、なお検討の余地があるように思われる。例えば、二十六番左作者を定家本では「三条の内侍のかみ」とするが、前稿本に「二条」とある方が正しい表記であるなど、見易いケアレミスもそのまま放置されており、これらが後稿本の改訂の結果であれば、寧ろ改悪と言つてよい(異同の多くは前稿本によつて正されるべきものである⁵⁶)。また、『後百番歌合』第二十二番左歌詞書部分の欠落を、後稿本における定家による積極的な臙化(「源氏と藤壺の密事を顕す」ことを避け、「后と臣下の密

通とそれによる皇子誕生は、公的撰集に準じた形を取る『物語二百番歌合』では、あからさまには記され得なかった」ための処置」と考⁵⁷えることには、少しく無理があるようにも思われる。定家が『百番歌合（源氏狭衣百番歌合）』を藤壺との贈答歌（まさに逢瀬の折）の源氏詠で始めていることを重く見れば、この『物語二百番歌合』の主題として不義密通による皇統の揺らぎが真正面に据えられている訳であり、臙化する必要があるのであれば、詞書を削り取るのではなく、別の詞書と置き換える等の処置があった方が分かりやすい（詞書の完全な欠落の方が不審であり、却って目立つ）。やはりこの欠落も、定家が依拠した親本における脱落と考⁵⁸えておいた方が無難であり、これを放置している姿勢からも後稿本における定家の監督の杜撰さが窺われるのではなからうか。作者目録の違いについても、そこに定家の積極的な改変意図を読み取るよりも、可能性としては定家が入手した前稿本には作者目録を欠いていたゆめに、新たにこれを追加したことにより、結果的に少しく順序や呼称が違っていたり、歌数の齟齬が生じたものと考えた方が無理がないように思われる（先にも述べたように、これらの異同は前稿本によって正されるべき性質のものである）。この穂久邇文庫本は、その書写年代の古さはもとより、編者である定家自身の手になる文字通りの自筆本ということで種々のテキストの底本として用いられるが、同本の本文自体は定家が偶々入手したものをそのまま書写した単なる転写本にすぎないのではなからうか。そうした意味では、前稿本と言われるものゝ中から純良なものを選んで用いる方が、『物語二百番歌合』のテキストとしては理に適ったことのように思われる。

成立時期については、「宣陽門院」⁵⁸ 後白河院皇女観子内親王こそがキーとなる存在と考⁵⁹えられるが、これについて樋口芳麻呂氏は、「良経が宣陽門院から物語を借用するとすれば、次に述べる事情から、建久三年（一一九二）三月以後、同七年（一一九六）一月以前の時期が最も好適であった」とし、その事情を彼女の母丹後局（従二位高階采子）と兼実の不和に求める⁵⁸。庇護者である父後白河法皇が崩じて権勢を誇っていた丹後局の立場が弱まったとされる建久

三年三月以後、兼実の失脚によって九条家が逼塞した建久七年十一月の政変までの間、即ち兼実が政治的権勢を駆使し得た時期に「仇敵同然な^(マヤ)円後局所生の宣陽門院の本」を借覧し得る可能性を求めている。樋口氏の言を借りれば「丹後局が低姿勢にならざるを得なかった」時期こそが、「良経にとって宣陽門院の本を借覧する好機」となる訳である。これは企画者である良経が実行者である定家のために宣陽門院から物語の御本を大量に借り出すための政治的力学による説明であるが、この説は建久年間の『源氏物語』盗失を前提としており、もし何らかの『源氏物語』が定家の手元にあったと仮定するならば、建久期とは限らず、「また建久の政変以後も良経と宣陽門院の関わりは少なくとも」、「良経が没した建永元年（一二〇六）三月以前なら、可能性としてはいつでもあり得た」とする田淵旬美子氏の見解は新鮮である。⁽⁵⁹⁾では良経は一体何のためにそのような企画を必要としたのであろうか。自邸で催した『六百番歌合』によって惹起された物語和歌への私的な欲求を満たすためであろうか。或いは、『明月記』元久二⁽⁶⁰⁾年十二月七日・十二日条に見える後鳥羽院の命で有家と定家が撰集したという物語歌集に触発されたものであろうか。

史上、『源氏物語』を中心とした物語への関心は、皇統⁽⁶¹⁾王朝の揺らぎによって引き起こされるものであることは、源氏物語絵巻の研究によっても知られるところである。⁽⁶¹⁾この時期をそのような視点で俯瞰してみると、宣陽門院は反兼実派の中心にいたことが知られる。彼女は父後白河法皇からその死の直前に膨大な長講堂領を伝領し、その後も生母丹後局と宣陽門院執事別当であった源通親の画策により更に所領を増やそうとしたが、兼実は真つ向からこれを否定し、人事面でも旧後白河派を冷遇するなどしたため、彼らは宣陽門院のもとに集まらざるを得なかったのである。⁽⁶²⁾そうしたさなかの建久六⁽⁶²⁾年三月四日、征夷大將軍となった源頼朝が東大寺落慶供養を口実に二度目の入洛を果たすが、大姫入内の大望に付け入る隙を見つけた反兼実派の攻勢が功を奏し、頼朝は入京後、まず最初に宣陽門院のもとに参入する。後白河法皇崩御の後、その権勢を強めたとはいえ、中宮任子に男子は生まれず（建久六年八月十三日

によろやく生まれたのは皇女・昇子内親王であった)、建久六年十二月二日(十一月一日とも)、通親の養女在子(承明門院)に皇子(土御門天皇)が誕生したことで、政治的バランスは一気に反転し、次第に追い詰められた兼実は、翌七年十一月二十五日には閑白を罷免されるに至る。さて、このような関係にある宣陽門院に、良経はいかなる理由で物語の借覧を申し出たのであろうか。

これには参考となるケースが存在する。後堀河院と藻壁門院による大規模な絵巻作成の企画であり、これは『明月記』⁽⁶³⁾寛喜三1231年二月九日条に「相門(西園寺公経)以物語歌可令書障子絵之由一昨日被命、可忿書出之由今日頻被命、不堪右筆難治」、同十日条に「源氏物語歌書出先奏覧」と見える物語障子絵の企画(下命者は後堀河天皇であろうか)に端を発したもので、このことについては同十二日の樽子の皇子(四条天皇)出産に取り紛れてしまったのか、その後の消息は見えなくなるが、天福元1233年三月十八日条に「物語絵月次事評定」と見える物語月次屏風絵の企画として甦るようである。同十九日には「未時許左京権(藤原信実)来談、又依絵事参大殿(九条道家)之次云々」とあり、この度の企画推進者は道家であったことが知られる。同二十日条には、

(前略) 日来撰出物語月次、十二月五所、不入源氏并狭衣、於歌者拔群、他事雖不可然、源氏当時中宮被新図、狭衣又院御片別被書、此所撰、夜寢覚、御津濱松、心高、東宮宣旨、左右袖湿、朝倉、御河爾開留、取替波也、末葉露、海人^(マヤ)苺藻爾遊、以十物語撰、毎月五、金吾〔為家〕清書訖、又加一見、見返之付繁茂進入云々、以取交為興、又蜻蛉日記十所許撰出、同送金語許、紫日記、更級日記、中宮大夫〔源通方〕書進之、自承明門院被撰其所、已書出進入了云々、其外蜻蛉所殘歟、仍之書出云、近日画図又世間之経営歟、更級墨画隆信朝臣娘右京大夫尼、書之、殷富門院号姫宮之人被書詞云々、為能書云々、源氏絵詞内府〔西園寺実氏〕被書、一昨日二三卷書出被送、手跡尤宜歟、飯室〔九条教実〕固辞云々、尤可然事也、大殿〔道家〕被仰手振由不令書給、頻被申宜秋門院、老眼不可叶之由被仰云々、此絵如聞者、可為末代之珍事歟、

典侍〔民部卿典侍〕往年幼少之時、令參故齋院〔式子内親王〕之時、所賜之月次繪二卷、年來所持也、今度進入宮〔中宮嬪子〕、詞同彼御筆也、垂露殊勝珍重之由、上皇〔後堀河院〕有仰事云々、(中略) 来月二日中宮院号云々、未代
只被念此事、

と詳述されている(括弧内の人物名は私に補ったもの)。行文中、「海人苺藻ウメソ爾遊」は「海人苺藻、玉藻爾遊」の誤りであろう。この企画は最終的には全五十巻にも及ぶ絵巻大成とも呼ぶべき規模となるが、もとは『古今著聞集』巻第十一「画図」が伝える天福元年春に行われたという後堀河院と中宮嬪子の貝合の懸け物として互いに差し出した物語絵巻にあったようである。注目すべきは、そこに源氏・狭衣と、もに上げられた十の物語で、これらは「後百番歌合」で『源氏物語』と番われた物語と『玉藻に遊ぶ』を除いて一致する(後百番歌合では「露の宿」が入る)。この壮大な企画の背景に中宮嬪子の父である九条道家の存在があることは言うまでもないが、同時に、こゝにも宣陽門院の影が見え隠れするのも確かである。宣陽門院は養女とした長子(近衛家実女)を後堀河天皇に入内させ、その間に生まれた皇位継承者に長講堂領を譲渡しようとして画策するが、後堀河の早世により望みを果たせなかった。しかし、後堀河との約束で四条天皇を猶子とし、長子を准母としたが、四条も早世してしまう(結局、長講堂領は後深草天皇に譲渡されることになる)。この物語絵巻が企図された頃は、正に彼女の第一の画策が破れ去り、ライバルである藻壁門院が生んだ四条天皇が即位したばかりであり、この催し自体も天皇即位の大嘗会を祝う行事の一環としてなされたものと考えられている⁽⁶⁴⁾。但し、『明月記』が先の記事の末尾に中宮嬪子の院号宣下について触れていることを重く見れば、これらの物語絵巻(少なくとも物語絵屏風)の制作企図の内に、それを祝う意図があったと考えてもおかしくはない(古今著聞集には「両方の御絵ども妬君方へまいらせられけるが、失せさせ給てのち四条院へ参りたりけり⁽⁶⁵⁾」とある)。道家はこのような状況下で、物語絵巻の底本となる物語の御本を宣陽門院から借り出さなかったであろうか。

この時期、次期天皇をめぐる争いに一応の決着がつき、四条天皇を猶子とし、養女長子を准母とするというレベルの上に自身の立場を据え直した宣陽門院にとって、少なくとも天皇の外祖父である道家は表立った政敵ではあり得なかったことは想像に難くない。彼女の最大の関心事は、父後白河法皇から預けられた長講堂領という天皇家固有の財産であり権勢の源でもある遺産を、いかにして安全に天皇家内部の自己の後継者に相続させるかにあったのであり、道家とともに四条天皇の後援者となる道も、自身に対するそれなりの説得力のある選択肢であったに違いない（これも天皇の夭折により途絶えてしまうが）。そうした意味では、天皇の即位を祝うこの催しに彼女が協力的であったとしても、まったく自然なことであろう。定家が『物語二百番歌合』の後稿本を書写するにあたって、「私の草」を「借失」してしまったものを「更に書写本を求めて」までして「これを書き留」めたという文言を付した折、態々「先年、後京極殿の仰せに依り、宣陽門院の御本の物語を給ひ、撰進する所也」と書き加えたのは、おそらくは上記の物語絵巻大成ともいべき催しに関連して、再度宣陽門院から物語の御本を借り受けるといったことがなされたことによるのではなからうか（書式としては当然のことながら、「宣陽門院」の上に一字の闕字を置いて敬意∥謝意を示しているのも、この書付が他人の目に触れることを意識してのように見える）。後稿本の書写も、新たな（伝為家筆姫路切のように豪華な）調度本作成のための下書きとして、そうした催しの一環としてなされたものだとして理解されよう。

では、前稿本の折はどうであろうか。絵巻はもとより源氏物語歌集などもそうであるが、こうした物語を題材とした作品は、実用書というよりは専ら高貴な女性のための調度品として身のまわりを飾るために作成されたものと考えられる。もとよりそのような女性は、天皇のもとに入内し、その世継ぎたる皇子を生むことを最大の目的として期待される存在であり、こうした調度品もそのための道具立ての一つであったといえる。そうした目で見た時、前稿本『物語二百番歌合』は、一体誰のために作成されたものであろうか。樋口氏の想定する期間内では後白河法皇の崩御と前

後して入内したとみられる在子（通親養子、実父法勝寺執行能円）と頼朝の長女大姫が候補者として上げられるが、通親や宣陽門院にとって都合のよい存在ではあっても、どちらも中宮任子を擁する九条家にとっては露骨なライバルであり、態々贈り物を調える相手ではあり得ない。任子の懐妊祝いというようなことも考えられなくはないが、そのために敵対関係にある宣陽門院から物語の御本を大量に借覧するというのも不自然であろう。後に順徳院の中宮となる立子（良経女）は建久三年に生まれただけであり、立子の入内が実現するのは良経の死後、承元四（一一二二）年十二月二十九日のことである。この時期良経が宣陽門院に頼み込んでまで御本を借覧する対象としては、やはり任子以外に考え難いが、上記の樋口氏の想定する期間（建久三年三月～同七年十一月）では直接的な動機が見えてこない。

この時期の前後から良経の死去した建永元年頃まで範囲を拡げてみても、九条家に関連する盛儀（しかも女性に係する）と言えるものは、文治六（一一九〇）年正月三日に行われた後鳥羽天皇の元服を受けての兼実女任子の入内（同十一日入内、十六日女御宣下）とそれに引き続き中宮冊立（同建久元（一一九〇）年四月二十六日〔同十一日改元〕）くらいしか思い浮かばない。兼実にとっては一世一代の盛儀であり、日記『玉葉』文治六年正月十一日条には、その模様が生き生きと描き出されている。⁽⁶⁶⁾この中に「次殷富門院御使、次前齋院御使、次姫宮御使」と見える「姫宮」は、建久二年に院号宣下される前の観子内親王その人であろうか。正月六日条では、長保元（九九九年）の上東門院の例に倣って作成された『女御入内屏風』の和歌の選定も自らの手で完了する（良経は詩の選定を任されている）など、慌たゞしく準備に奔走する様が見て取れる。元暦二（寿永四）（一一八五年）三月二十四日に安徳天皇が壇ノ浦に入水し平家が滅亡するのを待たず、寿永二（一一八三年）八月二十日に神器なきまゝ、太上天皇の院宣を受けるといふ形で緊急避難的に踐祚され、翌元暦元（一一八四年）七月二十八日に即位した後鳥羽天皇の元服と、それに引き続き摂政長女の入内・中宮冊立は、未だ東国政権との関係性が明瞭ではない不安定な状況の宮廷全体にとっても待たれた祝事であり、後白河院政の掉尾を飾る盛儀で

あつたであろうことは想像に難くない（神器なき践祚・即位は正に王権の揺らぎであり、『玉葉』寿永二年八月十九日条には、通親が後漢光武帝や東晋元帝の例まで持ち出して後鳥羽天皇の践祚を正当化しようとしたことが知られる）。この時期であれば、当然のことながら宣陽門院との確執は顕在化する由もなく（後鳥羽天皇即位の背後にあつた丹後局と天皇の乳母藤原範子を妻に迎えた通親との対立の芽は潜在するが）、良経の依頼が峻拒されることもないはずである。即ち、『物語二百番歌合』は入内する任子のために良経からの祝いの品 \parallel 贈り物の一つ、その身边を飾る調度品として作成されたものではなからうか。本切とそのツレに見られる極めて平安末期的な雰囲気を引き摺る書写態度も、これらが作成されて間もないころに書写されたものと考えれば、極めて自然に受け入れることができるものである。

穂久邇文庫蔵本を底本とする新編国歌大観本文とは、前稿本との異同のない箇所に当たり、異同は認められないが、読者である女性を意識（或いは、元の物語本文の表現を踏襲）した \searrow めか、若干仮名書きが多いように感じられる（転写を重ねる際には、それらの部分も定家本に見られるように漢字に置き換わって行くことが予測される）。また、左右番の下を空白とし、次行から詞書を記す（但し、詞書が短く、番の下に収まる場合などはそのまま \searrow 続けている）など、かなり贅沢な書写態度を示しており、調度本などの下書きであつたと考えても不思議はないものである。本切には裏移りが存し、八十一番右詞書から八十三番右作者（一六二詞書 \searrow 一六四作者）までが書かれていることが読み取れる（本切はウラ丁にあたる）が、文字すべてを完全に読み取れる訳ではないので、敢えて翻刻はしなかつた。

すゑとをきふたはの松にひき

わかれいつかこたかきかけをみるへき

右

入道一品の宮に女みやをわ

たしたてまつるとて

あすかゐ

ゆくすゑをたのむともなきい

のちにてまたいはねなるまつに

わかるゝ

八十四、

左

こゝむ大納言かくれてのち

みきのをとゝの大將におは

5、伝源三位頼政筆六半切（嘉禎二年七月遠島御歌合）

未装の断簡（図版⑤）で、極札等は付属せず、切裏右上に「頼政」と墨書するところから、標題のごとく称したものである。同右下隅には、裏打ち紙を透かして「ホク」と読める書入（古書店の符牒か）と「□親」（□は判読不能）と読める墨丸印が押されている（左下隅にも同様の墨印が押されるが、掠れてよく見えない）が、詳細は不明。

料紙はそれほど上質とは見えない（裏打ちや保存の状態によってそのように見える）斐紙で、一五・六×九・七cm（字高一四・七cm）。和歌二行書、一面六行にすぎない小断簡である。裏打ちの際に思われる皺があるほかは、

巻皺などは認められず、元は六半形の冊子本であったと推定されるので、横幅は三分の一ほどは切り取られており、元は一面九〇十行程度であったであろう。書写年代は、和歌を句途中で改行している点や細筆ながらも伸びのある筆致などから見て、鎌倉前期をそれほど下らない時期と考えられる。ツレは現在のところ管見に入っておらず、各種名葉集類の「頼政」条に本切に該当する記述は認められない。

内容は、嘉禎二(1236)年七月に後鳥羽院がその配流地である隠岐島で行った机上の歌合で、『遠島御歌合』と通称されるものであり、本切は三十八番判詞途中から三十九番右歌(七六判詞途中七七)にあたる。本歌合は、後鳥羽院が都にいる藤原家隆に命じて十五名各十首を集めさせ、自身の十首を「女房」詠として加え、八十番に番えたもので、判詞は院自らが執筆しており、院晩年の歌風や歌論を知ることのできる重要な資料といえる。以仁王を奉じて平家打倒に決起し、宇治川の戦いに敗れて平等院にて自刃した源頼政(治承四(1180)年五月二十六日、享年七十七歳)が、本歌合の筆者であるはずもなく、本切の裏書は単なる伝称にすぎないことは言を俟たないが、それでも本切は古筆鑑定家が伝「頼政」としたくなるような古格を有しているということであろう。

本歌合は写本としても数多く伝存するが、系統判別に足るような異本は存在せず、新編国歌大観が底本に用いた細川玄旨の署名・花押を有する永青文庫蔵本が最古写本のようにある。⁽⁶⁸⁾古筆切では、伝堀河大納言通具筆四半切(『鳳凰台』⁽⁶⁹⁾60、十五番左、鎌倉期写)、伝四条道場頭阿法師筆四半切(浄照坊蔵古筆切集一九、七十三番左右判詞、室町期写)の二葉が知られるが、伝通具切の方は本切に近い書写年代のものに見える。いずれにしても本切は現存最古写といえる断簡であり、歌合の成立にはより時期を接して書写されたものとして、その資料的価値の高さは言を俟たない。新編国歌大観本文とは異同が存し、三十八番判詞の方は「聞」をどう訓じるかによる(「きこゆれ」と訓じれば異同は生じない)が、七七番第五句「ふかくなりける」は、新編国歌大観本文では「ふかくなりゆく」とある(第三句にも「ゆ

くかぜに」とあるので、和歌表現としては本切の方がよさそうである。

右歌うるはしきやうに聞は

かちとすへし

卅九番

左持 親成

さをしかのふしとをあさみゆくかせ

によはになくねそふかくなりける

〈注〉

(1) 拙稿「冰青居蔵品図録・古筆切編——私撰集(一)——」(女子大國文第百六十九号、令和3(2021)年九月)。

(2) 各寸法については、以下の方針で記述する(以下、単位はすべてcmで、縦×横)。総丈には軸先を含まない。風帯は破損等により左右非対称の場合のみ左右を区別して記載する。中廻し・上下の横寸は総丈に同じとしてこれを記さない。中廻し柱は左右非対称の場合のみ別々に記し、同上下は一文字までのそれ々の寸法を示す。台紙項の左右上下は本紙との距離であり、記載は中廻し項に準じる。軸先は長と径(直径)のみを記し、左右非対称の場合にのみ別々に記載する。この他、特記事項のある際には、別に記す。尚、計測時の軸の撓みなどで、寸法の各合計などに若干の誤差が出る場合があることをお断りしておく。

本軸の寸法は、総丈一三二・九×二六・五。風帯(三三・三×一・二)、一文字(上三・五、下一・六×二四・一)、中廻し(八三・一、柱右一・二、左一・二、上一・五、下七・二)、上下(上三二・三、下一六・五)。台紙(五九・四×二四・一、「以下

は内縁までの寸法」右四・五、左四・三、上二四・七、下一一・二）、軸先（長・右二・九、左二・八、径二・四）。内縁（三三・九×一五・四、右一・二、左一・〇、上三・六、下一・三）、本紙金紙覆輪幅各〇・二。

- (3) 萩谷朴『平安朝歌合大成増補新訂』第五卷（同朋舎、平成八1996年十二月）第二部第五章第二節「十卷本歌合の編輯校訂態度と編纂の方針目的」。

- (4) 伊井春樹・高田信敬編『古筆切提要―複製手鑑索引―』（淡交社、昭和五十九1984年一月）所収の安政五1858年版影印に依る（以下、同本の引用はすべて同書に依る）。

- (5) 萩谷朴『平安朝歌合大成増補新訂』第二卷（同朋舎、平成七1995年十一月）一〇九「本文研究」。

- (6) 小松茂美『古筆学大成』第二十一卷「歌合一」（講談社、平成四1992年六月）。

- (7) 『権記』長保五年五月十五日条には「参内、御読経結願、左大臣被退出、候御供、講後有和哥合」と見え、同月一日より土御門殿で行われた法華卅講の「上の十五日の勤め」（『栄花物語』巻第八「はつはな」）の果ての日の法楽として行われたものであることが知られ、同十六日条に「帰家」とあるところから、催しは深更に及び、行成は翌朝の帰宅を余儀なくされたようである（増補史料大成『権記一』（臨川書店、昭和四十年八月）に依り、適宜旧漢字を通行のものに改めた）。但し、二十卷本歌合に挙行日を「十六日」とするのは、歌合が深更に及んだことを受けたものとは考えにくく、親本に「こ（古）日」とあったものを「六日」と誤読したものと考えられ、十卷本歌合原本に「こ（己）日」とあったものを書陵部本が「二日」と誤読したものだと思えば、十卷本歌合は二十卷本歌合の直接の親本とは考えられず、両本のあいだに認められる形態的差異も、二十卷本歌合編纂の際に生じたものではなく、同本が元とした写本の段階で既に生じていた可能性が示唆される。

- (8) 以上、萩谷氏の所説は前掲注（5）一〇九「本文研究」（引用文中、括弧内は私に補ったもの）に依る。

- (9) 藤岡忠美校注『袋草紙』（新日本古典文学大系29、岩波書店、平成七1995年十月）所収の原文翻刻に依る。「御堂歌合」法城寺長保五年、七番、右勝歟。常非歌合儀」とあり、「判者 左衛門督公任」とする。清輔が見たのは十卷本歌合系統の写本であったと考えられるが、書陵部本では「判者左衛門督・右衛門督」と併記され、判然としない（歌合当時の表記では「右衛門督」が公任であ

- る。因みに、二十卷本歌合では「齊信公任兼隆等判者」をミセケチして「判者右衛門督公任」とする。
- (10) 前掲注(3) 附録「平安朝歌合古筆集鑿」 図版9参照。
- (11) 前掲注(10) 図版12参照。
- (12) 前掲注(6) 図版21参照。
- (13) 前掲注(3)。この部分に関しては、「浄書のためのワリツケ指定」という役割だけではなさそうである。
- (14) 飯島氏の分類を含めて、前掲注(6)「解説」の『十卷本歌合』について」に依る。
- (15) 拙稿「中世古筆切資料聚影——架蔵、和歌関係資料を中心に——」(中京大学図書館学紀要第14号、平成五1993年三月)「一伝藤原俊忠筆二条殿切」。
- (16) 架蔵版本(小林強氏より贈与)。以下、同本の引用等はすべて同書に依る。
- (17) 『古筆手鑑大成』編集委員会編『古筆手鑑大成』第四卷「国宝 藻塩草(京都国立博物館蔵)」所収「付属目録」(角川書店、昭和六十一1986年一月)。
- (18) 前掲注(3) 第二部第五章第三節「廿卷本『類聚歌合』の終末と雅実・忠通の位置」。
- (19) 小松茂美『古筆学大成』第二十五卷「漢籍・仏書・其の外」(平成五1993年十一月)「解説」・白氏文集13「伝宗尊親王筆 熊野切白氏文集 第一種・第二種」。
- (20) 竹田悦堂『書の和紙譜』上巻「解説編」(雄山閣出版、平成八1996年八月)「和紙の種類と関連用語」参照。
- (21) 架蔵切は第一種で、巻第六・贈杓直の部分(「寂静夜々不苦長夜」)。古筆家初代了佐極め、楮紙・薄墨罝、二六・三×一・九「罝、上一・三、下三・〇」、一行十五字。徳川美術館蔵『鳳凰台』所収切の後に直接する部分にあたる(千葉仁美『白氏文集』における『切』^{きれ}の活用——『熊野切』を中心として——)「文学研究論集第46号、平成二十九2017年二月」参照。
- (22) 小林強氏より譲渡されたもので、書名は表紙の題簽(墨書)の記載による。他に伝存するを聞かない。折帖仕立の筆写本で、本文冒頭に「〇古筆名物切神田道伴^朱自筆^書ヲ見ル」とあり、『古筆名葉集』と同様に最終項として「〇覚性親王^朱」条「〇炭團^朱」

切」を記したあとに、

○計二百六十余^(朱)

圓併九十 點併八十二

寛政二庚戌年初春吉辰 江田世恭録

原本計有^(右カ)則折本アルユへ寫者也

山中世祐記

〔^(星カ)□〕(朱印) 〔齋(朱印)〕

と記す(「圓併く世祐記」朱書)が、このあとにも記載があり、「元亨二年十二月廿九日書寫了」の奥書を有する賀茂南柯筆四半本『詠歌大槩』に関する記載や了泉に至る系図と門人その他の記載など雑多な記事を載せている。前掲の奥書以前の記述は、概ね『古筆名葉集』に等しいが、朱書き部分には少しく違った記載も認められる。『古筆名葉集』の刊行年次を考慮すると、編者「浪華陶々居」が「凡例」冒頭に「此名物切ノ集ハ古筆鑿家ニ深ク秘シテ他見ヲ赦サス然ルニ故アリテ其家々ノ傳書ヲ索子得テ古筆名葉集ト題シ世ニ弘クスルモノナリ」と述べる「其家々ノ傳書」にあたるのではなからうか。本書の原本の録者である国学者江田世恭は、書画の鑑定にすぐれ、その鑑定は「富八極め」として著名であったという(香道家としても著名)。通称富田屋八郎右衛門、大坂の豪商であった人物である。寛政七1795年三月三日に死去しており、『古筆名葉集』「凡例」末尾に記す年記「文化元(1804)年甲子冬」をその成立時期の目安とするならば、本書がその元本(の一つ)として用いられたとも考えられる。詳しくは、機会を得て別途紹介したい。

(23) 伊井春樹・大阪大学古代中世文学研究会編『新版古筆名葉集』(古代中世文学資料研究叢書2、和泉書院、昭和六十三1988年十月)所収の翻刻に依る。

(24) 武田則夫「翻刻『古筆切名物』」(MUSEUM No.236、昭和四十五1970年十一月)所載の翻刻に依る。なお、後述の池田家本『類葉集』・『古筆類葉集』については、松本文子「翻刻」『類葉集』と『古筆類葉集』付 西尾市岩瀬文庫所蔵『明翰鈔』古筆関

係部分」(鶴見日本文學第11号、平成十九(2007)年三月)に依る。

(25) 前掲注(3) 第二部第五章第三節「院政期書道史の両極に対峙する白河院政派と雅実朝廷派」には、その使用料紙を「草稿本」とはいいながら、粗末な楮質素紙を用い、罫線を引いて紙面の節約に力めたのみならず、第三次増輯期に到っては、和歌合抄目録・類聚歌合中間目録を反故として、その紙背を活用したばかりか、遂には消息文書の反故紙をさえ利用して歌合本文を書写する程、料紙の調達に苦しんでいた事実が知られる」とある。本切(本歌合)は、第一次増輯期に当たり、そこまで粗末な料紙は用いられていないようである。

(26) 萩谷朴(同朋舎、1996年二月)二九七。

(27) 前掲注(6)。

(28) 小松茂美『古筆学大成』第二十八卷「釈文三」(講談社、平成五(1993)年十一月)。所蔵者は同巻「所蔵所載一覧」に依る。

(29) 前掲注(26)「本文研究」。

(30) 前掲注(3) 第二部第五章第三節「第三種筆者の謎」。

(31) 拙稿(前掲注〔15〕) 上梓後にいたゞいた萩谷氏からの私信にも、この第三種筆跡に対する思いが感じられる表現がなされていたことを記憶している。

(32) 桐・付印籠箱(上付板ナシ)・イモ組。三七・二×七・九×六・九(上蓋高二・九)で、合わせ目に○印(朱、径〇・八cm)を押印している。箱書き等がないので合わせ箱としたが、表装と同様に時代を感じさせるものである。

(33) 総丈九九・〇×三〇・五。風帯(三六・七×一・五)、一文字(上一・七、下一・六×二一・三)、中廻し(四五・七、柱四・五、上九・四、下四・九)、上下(上三五・八、下一七・五)。軸先(長二・二、径一・三)。

(34) 萩谷朴『平安朝歌合大成増補新訂』第四卷(同朋舎、平成八(1996)年七月)三八二「研究沿革」参照。

(35) 中村文『後白河院時代歌人伝の研究』(笠間書院、平成十七(2005)年六月)Ⅲ「建春門院北面歌合の詠者たち」第九章「建春門院北面歌合の背景」参照。

- (36) 前掲注(34)「本文研究」。
- (37) 冷泉家時雨亭叢書第九十五卷『歌林良材集・歌合集 続』(朝日新聞社、平成二十八2016年二月)所収(安井重雄解題)。以下、冷泉家時雨亭文庫蔵本の引用は同書の影印に依る。
- (38) 桐・付印籠箱・イモ組。三六・九×七・四×七・一(上蓋高二・二)。
- (39) 須原祥二「猪熊信男と恩頼堂文庫について」(四天王寺国際仏教大学人文社会部『日本語日本文化論叢 殖生野』第二号、平成十五年2003年三月)参照
- (40) 総丈一六二・六×二九・三。風帯(三七・七×一・六)、一文字(上三・九、下一・六×二八・九)、中廻し(一〇四・八、柱一・二、上一・一、下五・七)、上下(上三七・七、下二〇・一)。台紙(八三・八×二八・九、右五・七、左五・八、上三六・六、下三一・五)。軸先(長二・三、径二・三)。
- (41) 藤井隆・田中登(和泉選書43、和泉書院、平成元1989年四月)。
- (42) 軸装の一葉で、本紙一五・五×二二・六cm、軸は大和装・一文字風帯・本紙台紙貼で軸総丈一二九・八×四二・三cm。一面十一行となっており、左辺が一行分(「五十八、」)切り取られているようである。極札・箱書はなく、昭和戊戌(三十三1958年)夏の年紀を記した恩頼堂学人猪熊信男の鑑定書が附属する(中世歌合研究会編『中世歌合伝本書目』[明治書院、平成三1991年六月])。四A「百番歌合(源氏狭衣)」に記載)。鑑定書にはその筆跡を「優婉典雅の筆の跡」と評しており、本切の鑑定書に「悪筆」とあるのとは対照的である。翻刻中、五行目「ら」とした箇所は「ゝ」とも取れ、その上に「し」を上書きし、更に「し」を傍書しているので、本来は「し」と翻刻すべきであろう。同じく「したひもを」とあるべきところは、「も」を落としたところに補入記号を書き入れ、「ほ」を補っているが、不審である(二行目「ゆふかほ」も「か」を落としているが、こちらはそのまま手を加えていない)。ともあれ、こうした補入や訂正がなされている点からも、当該切が後世の臨書による模写である可能性は低いように思われる。寧ろ、定家自身による草稿そのものと見た方が分かり易いことは確かであろう。
- (43) 鶴田大・日比野浩信(青簡社、平成二六2014年九月)。

- (44) 当該切については、竹本元暉・久曾昇編著『定家自筆本物語二百番歌合と研究』（未刊国文資料第一期第一冊、未刊国文資料刊行会、昭和三十一年十二月）にいち早い報告がある。
- (45) 国文学研究資料館編（国文学研究資料館共同研究報告5、明治書院、平成元年1989年三月）。
- (46) 田中登編著（武蔵野書院、平成二十七年2015年一月）。
- (47) 前掲注（43）に依る。
- (48) 小松茂美『古筆学大成』第九卷「後拾遺和歌集二〇千載和歌集」（講談社、平成元年1989年一月十日）に「伝源通親筆 龍山切本千載和歌集（一）」と分類されるもので、『増補新撰古筆名葉集』「久我殿通親公」条に「龍山切 六半千載哥二行書西行卜古札アルハ誤ナリ」とあるのは、この和歌二行書タイプのを指すのであろう。
- (49) 簡単に書誌を記しておく、極札には「西行法師」とあり、九代了意隱居後の天保元1830年三月の極め（前注の「古札」にあたるのであろう）。内容は千載集・雑中・一一〇四〜一一〇五作者。斐紙、一八・一×一五・三cm、和歌二行書一面九行。
- (50) 池田和臣『古筆資料の発掘と研究残簡集録 散りぬるを』（青簡社、平成二十六年2014年九月）第三章第一節「勅撰集」60「伝後鳥羽天皇筆 水無瀬切（新古今和歌集）」には「年代測定 一二七一一―一三七九年」という数値が記されており、水無瀬切はおそらく漉き返しの楮紙を主原料とした料紙を用いて書写されたものであることが推定される。
- (51) 軸装の一葉。古書店の販売品のため、詳細は記さない。
- (52) 『川崎家所蔵品入札目録』（東京美術倶楽部、昭和八1933年十二月七日入札）。五寸九分×六寸（約一七・九×一八・二cm）で、これが実寸であれば大六半と言ってよい大きさである。和歌三行書一面八行。七番左作者〱右詞書。書風は定家様ではあるが、四〱五十歳代のそれに近いものであり、もし真筆であれば穂久邇文庫本の他にも定家筆本が存在したことになる。但し、図版は小さく不鮮明であり、正確な書写年代の特定は困難であるが、和歌三行書・句途中改行有といった書式や中・心線が左右に揺れる筆致などからは、鎌倉前期頃までの書写と判断してよいように思われる（無論、定家切につきまとう江戸期の模作・贋作である可能性も否定できないが）。伊井春樹『古筆切資料集成』巻四（同朋社、平成二一年1990年六月）に翻刻がある。

- (53) 前掲注(41)。
- (54) 五島美術館展覧会図録No.107『特別展「定家様」』(昭和六十二年二月二十一日～三月二十九日開催) 参照。
- (55) 日本古典文学影印叢刊14『物語二百番歌合 風葉和歌集桂切』(貴重本刊行会、昭和五十五年八月、池田利夫・藤井隆解説) 所収の影印による。
- (56) 前稿本との異同については、前掲注(44)(55)及び冷泉家時雨亭叢書第四十二卷『源氏積 源氏狭衣百番歌合』(朝日新聞社、平成十一年八月、後藤祥子解題)、三角洋一・高木和子『物語二百番歌合／風葉和歌集』(和歌文学大系50、明治書院、平成三十一年一月)を参考にした。
- (57) 田渕旬美子『物語二百番歌合』の成立と構造』(國語と國文學第八十一卷第五号、平成十六年五月)。
- (58) 樋口芳麻呂『平安・鎌倉時代散佚物語の研究』(ひたく書房、昭和五十七年二月)第三章第二節第五項『松浦宮物語』『物語二百番歌合』の成立時期について。以下、樋口氏の所説は同書に依る。
- (59) 前掲注(57)。田渕氏の論後、成立論が活発化し、田仲洋己『物語二百番歌合』小考』(岡山大学文学部紀要52号、平成二十一年十二月)、江草弥由起『物語二百番歌合』の成立をめぐる——宣陽門院との関わりを軸に——』(和歌文学研究99号、平成二十一年十二月)、草野隆『源氏狭衣百番歌合切積考』(久良岐古典研究所叢刊4、ブイツーソリューション、令和元年十月)などの論考が出ている。
- (60) 前掲注(44) 参照。但し、この時期から翌元久三1206年二月七日の良経の唐突な死去までのあいだに、宣陽門院からの御本の借覧(おそらくはその書写本の作成をとまなう)や和歌の選定、歌合の編輯などを行うことは、可能ではあっても現実にはかなり難しいものと想像される。この時期、良経の関心は三月三日に挙行予定(熊野本宮が二月二十八日に炎上したことを受けて、同十二日に延期)の「曲水の宴」にあり、そのための準備に追われていたはずである。また逆に、この後鳥羽院の試みが良経の『物語二百番歌合』の企画に影響を受けてのものだったとすれば、定家の「但荒涼無極、仍粗書出歌事宜物語名、経奏覽、此事可書由仰事」(明月記・元久二年十二月七日条)といった記述(冷泉家時雨亭叢書別卷二『翻刻 明月記 一』(朝日

新聞社、平成二十四(2012)年一月」所収の翻刻に依る)からは、定家の手元にあった同書が、既に「借失」されて利用できない状況にあったことが想像され、とても直近の企て(とその影響という関係)ではなかったものと思われる。

(61) 三谷邦明・三田村雅子『源氏物語絵巻の謎を読み解く』(角川選書302、角川書店、平成十(1998)年十二月)参照。

(62) 長講堂領をめぐるは、高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』(平安京・京都研究叢書1、文理閣、平成十八(2006)年六月)Ⅱ「後白河院御所論」所収の「六条殿長講堂領の機能と荘園群編成」(高橋一樹執筆)参照。

(63) 冷泉家本・天理図書館本などの定家自筆本には以下の引用箇所が存しないため、『明月記 第三』(国書刊行会、昭和四十五(1970)年七月初版、引用は昭和五十二(1978)年五月第七版)に依った。

(64) 前掲注(61)第四章2「『絵尽し』の政治力学——後堀河院と藻壁門院の源氏絵巻制作」参照。

(65) 新訂増補國史大系第十九卷『古今著聞集 愚管抄』(吉川弘文館、昭和五(1930)年二月第一版、平成十六(2004)年八月新装版第二刷)に依る。

(66) 『玉葉 第三』(国書刊行会、昭和四十四(1969)年九月)所収の本文に拠る。

(67) 中世歌合研究会編『中世歌合伝本書目』(前掲注〔42〕)七四「遠島歌合(嘉禎二年七月)」項参照。

(68) 『新編国歌大観』第五卷(角川書店、昭和六十二(1987)年四月)224「御遠島歌合」解題(荒木尚、樋口芳麻呂)参照。

(69) 徳川黎明會叢書・古筆手鑑篇四『鳳凰台・水荃・集古帖』(思文閣出版、平成元(1989)年三月)。

(70) 伊井春樹・大阪大学古代中世文学研究会編『古筆切集浄照坊藏』(古代中世文学資料研究叢書1、和泉書院、昭和六十三(1988)年六月)。

【付記(前号補訂)】

前稿「冰青居藏品図録・古筆切編——私撰集(一)——」(女子大國文一六九号)の「2、伝藤原家隆筆四半切他一葉(現存和歌六帖)」に所載した筆者未詳四半切(図版③)にはツレが存していたので、ここに補訂しておきた

い。藤井隆・田中登著『続国文学古筆切入門』（和泉書院、平成元1989年四月）に所載される「五一、伝甘露寺資經筆四半切（現存和歌六帖）」（田中氏蔵、鑑定者不明）がそれで、公刊されて久しい資料であり、必ず記憶にもとめていたはずであるにもかかわらず、何故か失念してしまっていた。軽率の誹りを免れない失態であり、陳謝してこゝに訂正しておきたい。したがって、当該切（図版③）は「伝甘露寺資經筆四半切（現存和歌六帖）」と呼称されるべきものとなる。因みに、田中氏所蔵切は、「しひ」題（六六五下句く六六九作者）で、新編国歌大観本文との異同はない。氏の述べる通り、伝甘露寺資經筆堀河百首切（中井切）とは同筆のようであり、これもまた目に留めて久しい資料であって、汗顔を拭いきれない。書写年代も同様に鎌倉後期とみてよいであろう。以上、謝して補訂する次第である。その他の誤謬箇所については、左記のように訂正しておく。

〈前稿訂正〉

76頁1行目 ×大坂青山短期大学 ○大阪青山大学

76頁3行目 ×青山短期大学 ○大阪青山大学

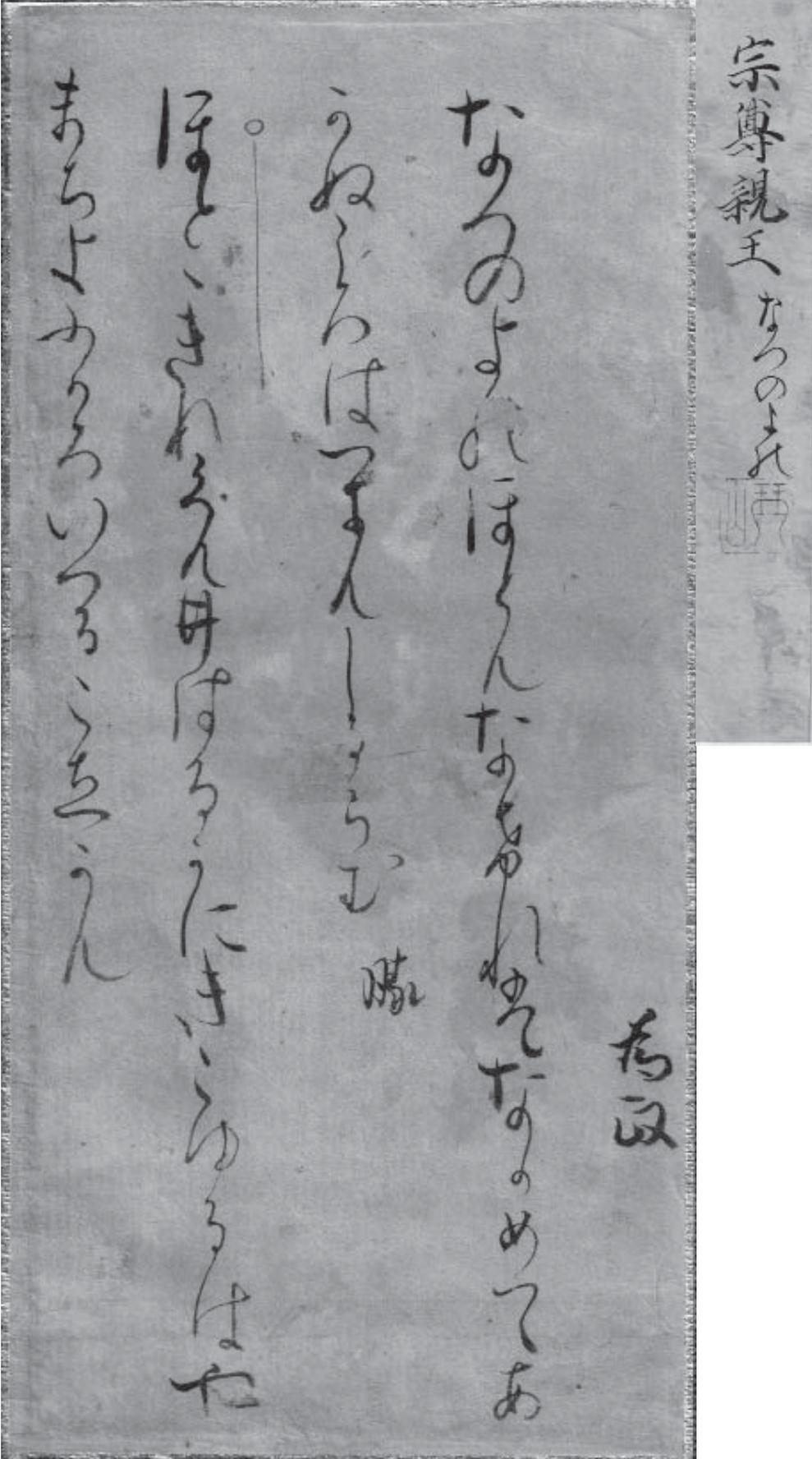
85頁13行目 ×大坂 ○大阪

本稿の作成にあたって、図版の使用を御許諾下さるとともに、迅速な御対応で便宜を図っていたといた今治市河野美術館に深謝致します。並びに、文献複写等に御助力をいただいた京都女子大学図書館に感謝致します。

（本学文学部国文学科非常勤講師）

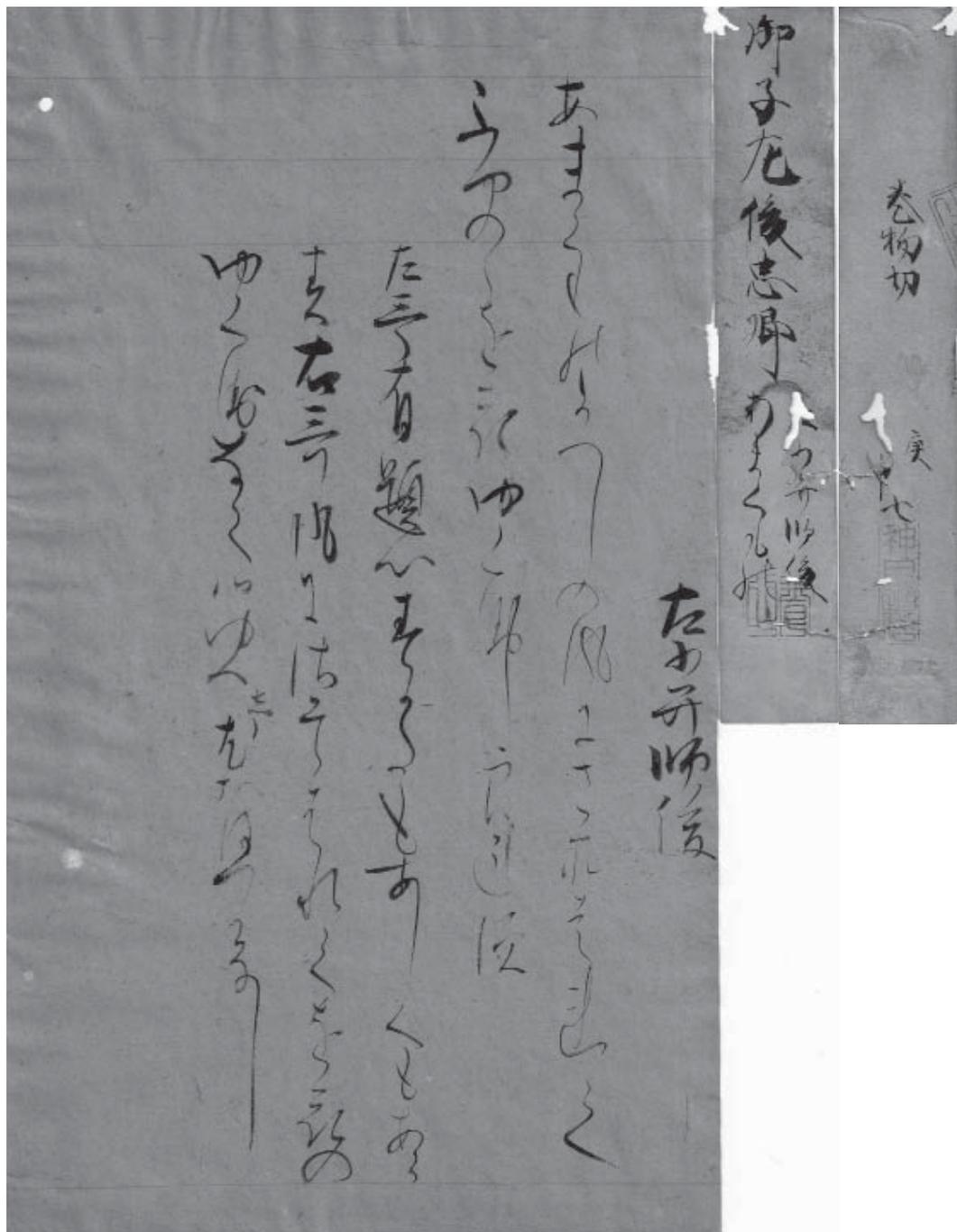
〈図版〉

図版① 伝宗尊親王筆巻物切（長保五年五月十五日左大臣道長家歌合）



冰青居藏品図録（古筆切編）

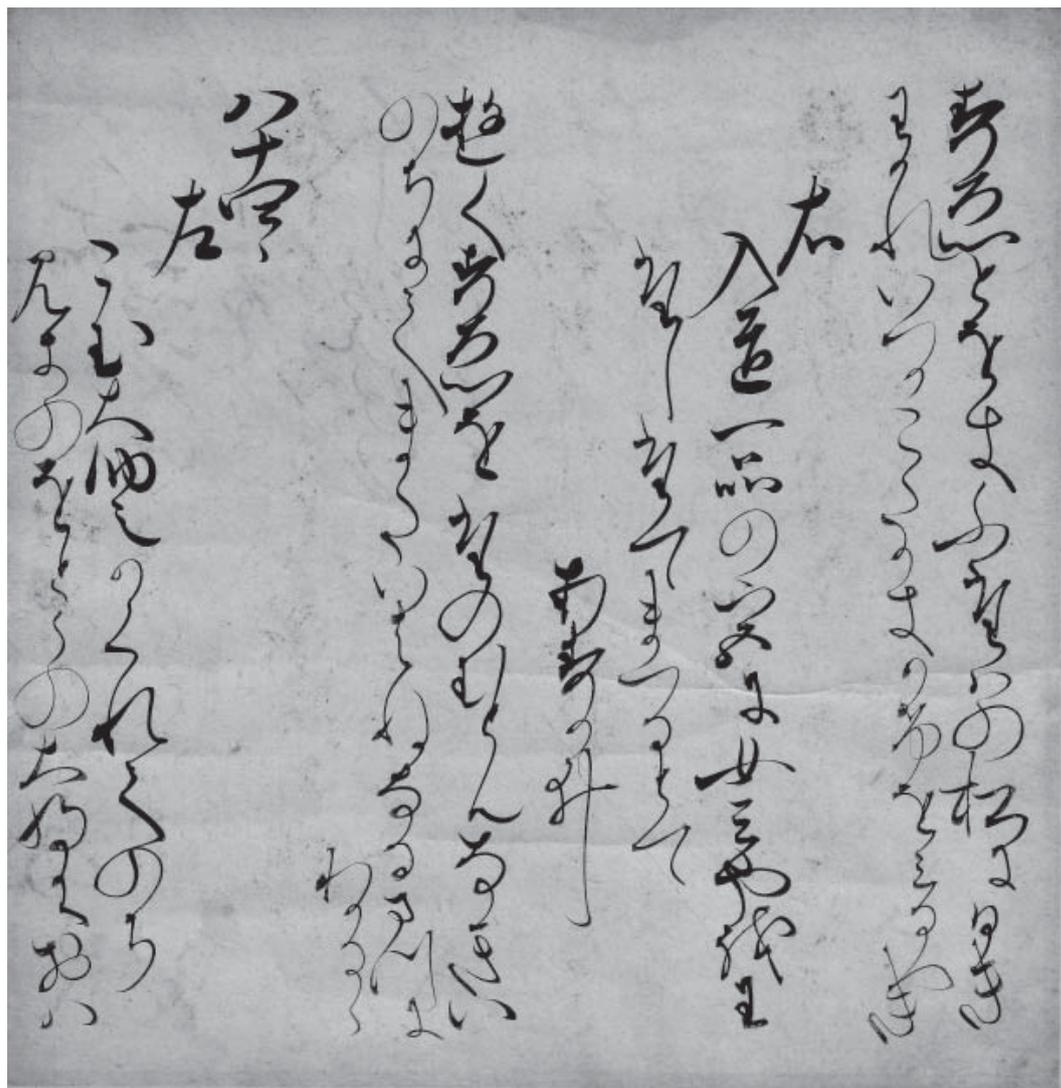
図版② 伝御子左俊忠筆二条殿切（元永元年十月十一日内大臣忠通家歌合）



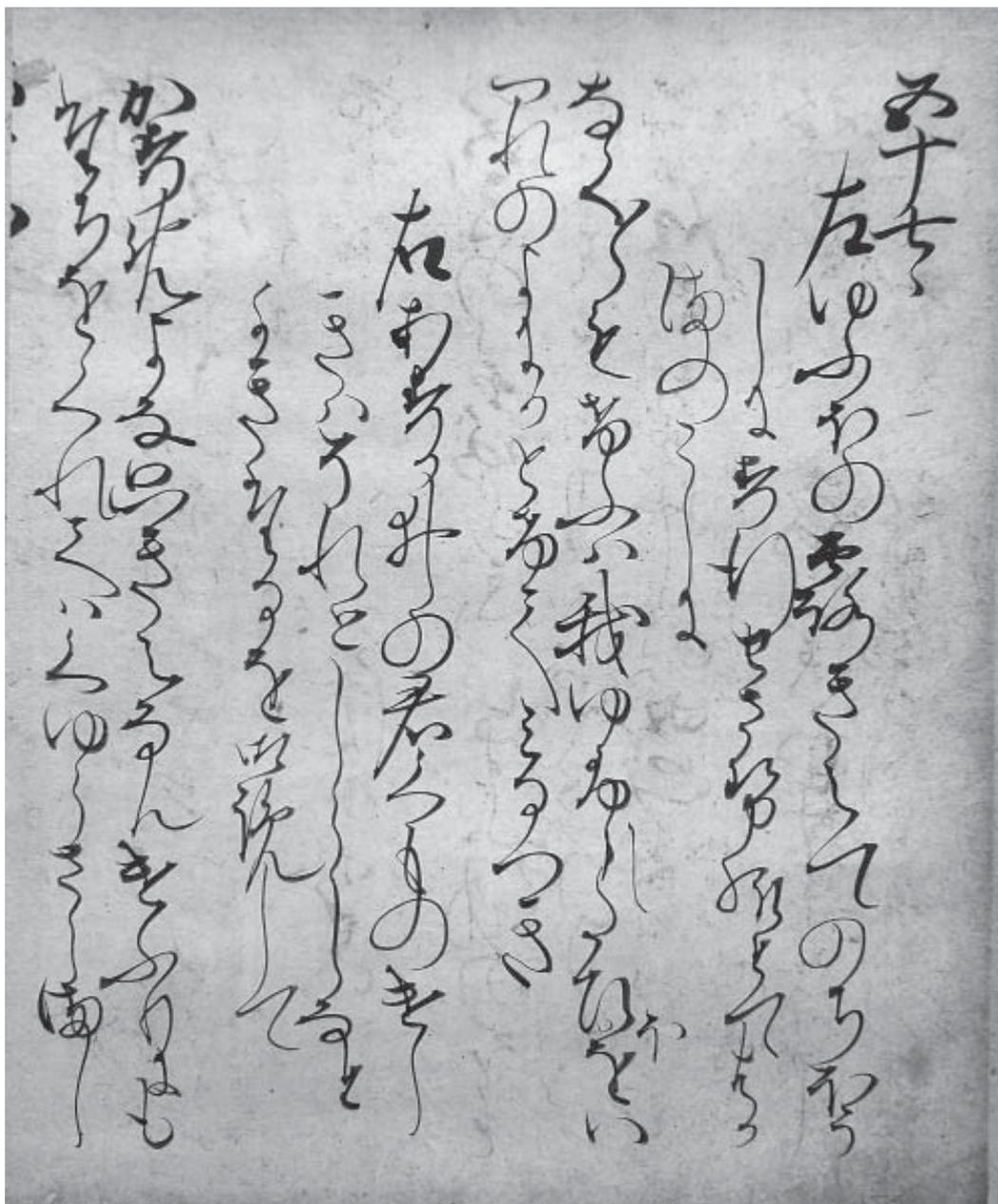
図版③ 筆者未詳四半切（建春門院北面歌合）

右 春
 お
 あすのけりあきしりあわす
 さこのたれたてまふくまぬ
 右
 ちか通親下
 春の川とせを眺めたそと
 海にこそいふ思ふしあはれ
 こころまればこそいふく
 ちか通親下

図版④ 伝一条為明筆六半切（源氏狭衣百番歌合）



【参考図版】今治市河野美術館蔵伝二条為明筆源氏狭衣百番歌合切



〔翻刻〕

五十七、

左ゆふほの露きえてのちほう

しにす行せさせ給とてはか

まのこしに

なくともけふは我ゆふらたひ。をい

つれのよにかとけてみるへき

右あすかゝの君くものけし

きはそれとしらしなと

かきたるを御覧して

かすめよな思きえなんけふりにも

たちをくれてはくゆづらまし

図版⑤ 伝源三位頼政筆六半切（遠島御歌合）

廿九番

右歌うらうらもわう小岡の
うらまへ

右
頼成

又かしのちふゆのまけりて
小まはうなくわそむ負くはらまを

新
ひ